

食品製造工場設立から商品の製造・販売に 至るまでの流れに関する報告書

2014年1月

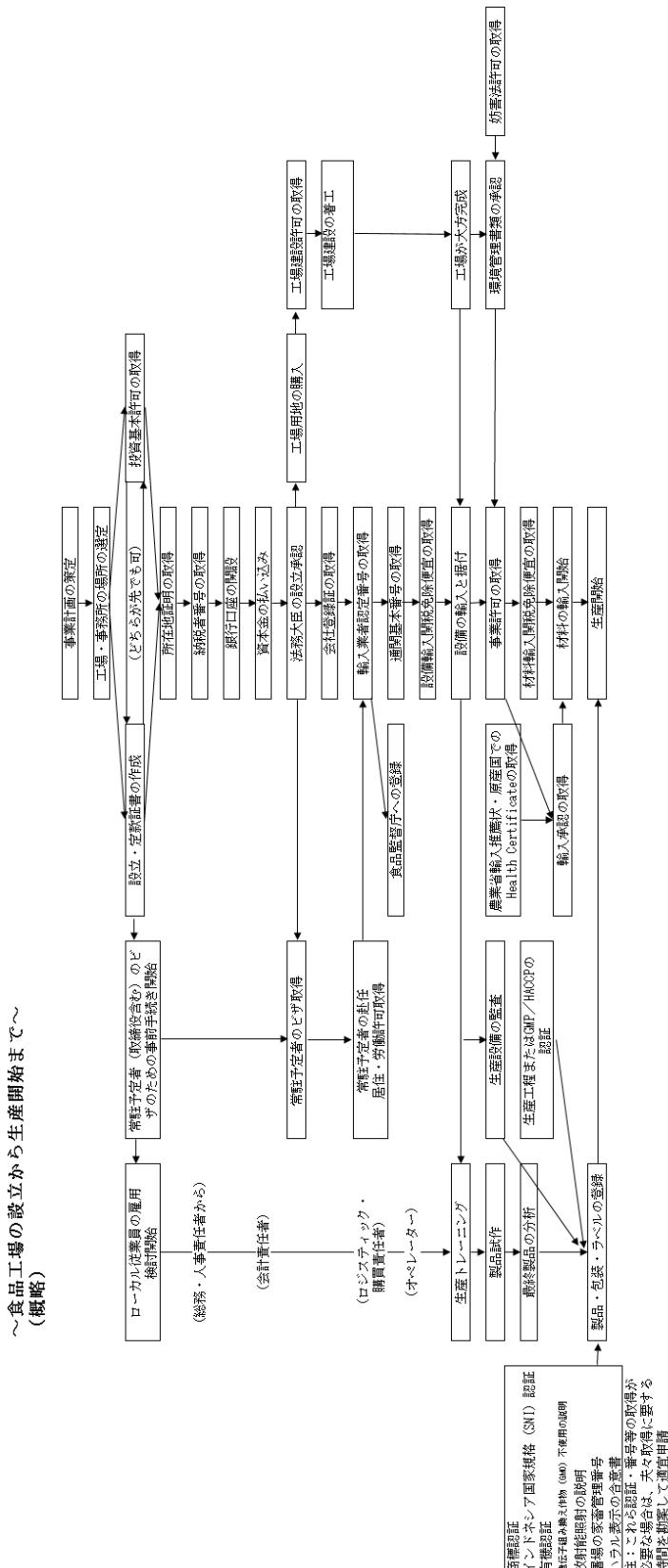
日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

【免責事項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本報告書は、農林水産省補助金「平成25年度農山漁村6次産業化対策事業のうち食品産業グローバル革新支援事業」の一部により作成したものです。

日系企業が資金を投じ、インドネシアに工場を建設して、加工食品を製造し販売するまでに行う手続きや取得すべき許可について、準拠法規とも関連付けながら説明する（下記のフロー参照）：



III 次

[1] 食品製造会社設立について	(8)水産物の輸入 31
(1)投資基本許可の取得 4	(9)特定の医薬品、食品原料輸入の為の輸入承認書 32
(2)会社設立・定款証書の作成 5	(10)包装容器の材料輸入に関する承認 33
(3)所在地証明の取得 5	(11)日本からの動物・植物生鮮食品輸入 33
(4)納税者番号の取得 6	(12)検疫 34
(5)銀行口座の開設 6	(13)その他 34
(6)資本金の払込 6	
(7)法務人権大臣の設立承認 6	
(8)法務人権大臣の設立承認後 7	[4] 製造及び製造される商品に関する許認可等について
(9)輸入業者認定番号の取得 8	[A] 加工食品の種類による個別の許可
(10)通関基本番号の取得 8	(1)家畜管理番号(NKV) 35
(11)設備輸入の関税免除便宜の取得 9	(2)有機加工食品証明 36
(12)環境管理書類の承認 10	(3)放射線照射食品 37
(13)事業許可の取得 11	(4)遺伝子組換え食品 38
(14)材料輸入の関税免除便宜の取得 11	(5)食品添加物 (BTP) 39
[2] 食品製造工場に関する許認可について	(6)人口甘味料 41
(1)立地許可 13	(7)キトサン使用の条件 42
(2)建設権 13	(8)残留農薬の規制値 42
(3)建築許可 13	(9)細菌・化学汚染規制 42
(4)妨害法許可取得 14	(10)宗教上の制限に関する食品の説明表示、ハラル認証制度 43
(5)環境保護・管理関連の承諾書・推薦・承認の取得 15	(11)乳幼児用調整（調合）乳の製造管理 45
(6)加工食品の適正製造方法の考慮 17	(12)インドネシア国家規格 (SNI の認証取得 45
(7)建築に関する国家規格 SNI について 18	
(8)工業事業許可 IUI の取得 19	
[3] 原材料の輸入に関する登録・許認可等について	[B] 全般に關係する登録・許可
(1)特定品目の輸入業者登録 22	(1)商標登録 49
(2)特定輸入者登録 (NPIK) の取得 23	(2)HACCP の認証 50
(3)園芸作物の輸入者登録・輸入承認 23	(3)GMP／CPMB の認証 51
(4)家畜・家畜製品輸入者登録・輸入承認 26	(4)ISO22000／SMKP 51
(5)砂糖の輸入者登録 28	(5)国家食品医薬品監督庁 BPOM への加工食品の登録、登録許可証 52
(6)米の輸入者登録 29	(6)加工食品のラベルに関する条件 56
(7)塩の輸入者登録 30	(7)食品包装に関する規制 57
	諸法規リスト 59

[1] 食品製造会社設立について

(1) 投資基本許可の取得

投資計画をインドネシア投資調整庁（BKPM）に登録して、投資基本許可を取得する。2013年4月8日付け投資調整庁長官規則2013年第5号（2013年9月11日付け投資調整庁長官規則2013年第12号で変更）によると、投資調整庁に申請する投資計画の主な内容は：

- a. インドネシアで設立される会社の名称
- b. 所在地
- c. 生産品と年間生産キャパシティ
- d. 投資額とその構成
- e. 投資資金源
- f. 会社資本金額とその構成（出資者と出資比率）

出資者の登記簿謄本（法人）／身分証明書（個人）、生産フローチャート、製品の説明書や写真などを添付して申請する。

問題がなければ、申請受付から2～3週間で投資基本許可が発行される。この投資基本許可はこれ以後、生産が始まるまでの会社の仮許可のような機能を果たす。

この時点ではあくまでも投資計画であるため、確定した名称や数値でなくともよいが、後で変更するのは手続きが煩雑になりやすい。できるだけ事前に投資計画をよく練り、事業化調査もよくした上で、ほぼ確定の名称や数値を申請できる方がなおよい。たとえば：

- ・ 会社の名称は、事前に法務省の審査を受け、使用が認められた名称を使用
- ・ 工場用地は、購入の場合でも賃貸の場合でも、仮契約をして手付金を支払い、所在地を確保しておく
- ・ どんな製品をどれくらいの規模生産できる工場を開発するのかを決定し、こうした工場設立までにかかる費用（土地購入費、工場建設費、設備費、その他の固定資産費）と投資から生産開始を経て活動が軌道に乗るまでにかかる費用（人件費、最初の材料輸入費、など）をよく計算し、投資に必要な総額を算出する。

なお、投資が認められるものの条件が定められている産業があり（ネガティブリスト）、事前の確認が必要である。該当産業は近々見直される予定であるが、参考までに2014年1月現在有効のネガティブリスト（2010年大統領令第36号）では、食品関係では次のものが挙がっている：

1) 全ての民間投資が禁止される業種：

アルコール含有飲料（蒸留酒、ブドウ酒、麦芽酒）の製造

2) 一定の条件で解放されている業種：

牛乳の加工（粉乳及び練乳）

3) 国内小規模企業のみに解放されている業種：

伝統的な用法で保存・加工される食品・飲料品類（塩漬け、甘味漬け、酸味漬け、

乾燥、蒸し、フライ揚げ、酵蒸しなど)

4) 国内小規模企業とのパートナーシップを条件として解放している業種：

粉乳・練乳製造、タネ類・皮類・サゴ澱粉・ムリンジョ・コプラを原料とする加工食品の製造

5) 外資の出資が規制されている業種：

製糖業（外資 95%まで）

（2）会社設立・定款証書の作成

新会社の内容を公証人に持ち込み、会社設立証書を作成してもらう。新会社の内容とは、会社の名称、所在地、事業内容、資本金とその構成。上記（1）の投資基本許可と重複する内容であるが、証書に記載するのは確定した名称や事項である点が投資基本許可の場合と異なる。例えば、会社の名称は、事前に法務省の審査を受け、使用が認められた名称でないと記載できない。

また、インドネシアの会社設立証書は会社定款証書も兼ねており、定款内容も決めてから作成してもらわなければならない。事前に検討すべき主な定款内容とは：

- ・ 1株の額面価格
- ・ 株式の譲渡方法
- ・ 株主総会の招集方法、議足数と決議条件
- ・ 取締役、コミサリス（監査役）の人数と任期、及び最初の人員
- ・ 取締役、コミサリスの権限範囲
- ・ 取締役会会議、コミサリス会会議の開催方法
- ・ 財務年度の期間、準備金の積み立て、利益処分方法

作成された証書の原本に新会社の発起人（出資者）が署名すると、会社設立の約束が交わされたことになる。

会社設立・定款証書は、2007年第40号株式会社法に則して作られた、法務省が推薦する雛形があり、これから大きく外れる形式でなければ作成に時間を要することはないが、検討事項が多ければ多いほど時間がかかる。また、証書はインドネシア語でしか作成できないため、その内容のチェックのため翻訳を待つようなことがあれば、さらに時間がかかる。公証人フローは交渉によってまちまちである。

（3）所在地証明の取得

投資基本許可と会社設立定款証書の取得後、新会社の所在地を管轄する区にて、所在地証明を取得する。

基本的には、投資基本許可と会社設立定款証書のコピーのほか、新会社の取締役の身分証明書のコピー、該当する用地の占有を証明する書類（土地売買／賃貸仮契約など）のコピーに、工場団地内の土地の場合は工業団地が発行する入居証明、工業団地にない土地の場合は管轄

する隣組などからの証明書をつけて、区長宛て申請する。ただし、所在地証明は各区の管轄となるため、区によってはさらに追加で別の書類を求める場合もある。
また、所在地証明の発行までに要する期間や料金も、区によってまちまちである。

(4) 納税者番号の取得

区発行の所在地証明の取得後は、新会社が所在する地域を管轄する税務署に登録し、納税者番号 (NPWP) を取得する。

投資基本許可と会社設立定款証書、新会社の取締役の身分証明書、区発行の所在地証明のコピーに、該当する用地の占有を証明する書類（土地売買／賃貸仮契約など）のコピーを添付して申請する。

納税者番号は決定書レターと携帯用カードで構成されており、カードは即日発行されるが、決定書レターは数日かかる税務署が多い。

(5) 銀行口座の開設

納税者番号の取得後、銀行に口座開設申請を提出する。インドネシア地場の銀行は、後述の法務人権大臣の会社設立承認書や会社登録証 (TDP) がないと口座開設を受け付けないところが多い。よって、資本金の払込の段階では、日系銀行に、後に会社設立承認書や会社登録証を提出することを約して、口座開設を受け付けてもらえるよう依頼するしかない。口座開設には、申請受付から 1 週間ほどかかっている日系銀行が多いようである。

(6) 資本金の払込

銀行口座の開設後、新会社の発起人は、投資基本許可で定められた出資額の資本金をそれぞれ送金する。投資基本許可で定められた資本金が米ドル建ての場合は米ドル送金、インドネシア・ルピア建ての場合はインドネシア・ルピア建ての送金が好ましい。

また、投資基本許可や会社設立・定款証書で定められた払込資本金額全額を送金しないとならない。

送金手続きについては、各行に問い合わせる必要がある。

資本金が送金されたら、銀行から資本金払込証明を発行してもらう。

(7) 法務人権大臣の設立承認

資本金払込証明が発行されたら、これを会社設立・定款証書などと一緒に、公証人経由で法務人権省に提出し、法務人権大臣の会社設立承認を待つ。会社設立承認書が発行されると新会社設立となり、さまざまな契約が結べるようになる。

法務大臣の会社設立承認書は、担当の公証人の事務所に郵送される。資本金払込証明などの法務人権省に提出してから 1 ヶ月ほどかかることが多い。

(8) 法務人権大臣の設立承認後

a) 工場用地の占有の本契約

会社設立が法務人権大臣に承認されると、新会社の名前でさまざまな契約ができるようになる。最初に済ませたいのが、当初仮契約をしておいた工場用地の占有をめぐる本契約である。土地購入の場合でも、賃貸の場合でも、契約を新会社名義の本契約に切り替え、全額支払をする。

この上で、工場の建設やリノベーションに移ることができる。

b) 会社登録証の取得

会社設立承認書の入手後は、商業省にて会社登録を申請し、会社登録証（TDP）の交付を受ける。投資基本許可、会社設立定款証書、所在地の占有を証明する書類（土地売買／賃貸仮契約など）、区発行の所在地証明、取締役の身分証明書、それぞれのコピーを添付して申請する。申請受付から約1ヶ月で、会社登録証が発行される。

c) 駐在者の赴任

会社設立承認書の取得後、駐在者のビザ申請も可能になる。ただし、ビザの申請ができるようになるには、新会社の方で事前に：

- 1) 労務計画を会社所在地を管轄する労働局に登録
- 2) 招聘する外国人の役職、人数、就業地などを労働省本省に登録し、外国人の招聘枠を確保
- 3) 招聘する外国人のビザ発給推薦状をインドネシア労働移住省にて取得

上記1)から3)の手続きには2014年1月時点で1ヶ月から1ヶ月半ほどの時間を要しており、会社設立が法務人権大臣に承認された後、徐々に進めておくのがよい。準備すべきものは、ビザを取得しようとする外国人労働者の写真、および投資基本許可、会社設立証書、会社設立の法務人権大臣承認書、所在地証明、納税者番号、会社組織図、ビザを取得しようとする外国人労働者のパスポート、英文履歴書、英文卒業証明書、のいずれもコピーなどがある。

ビザ発給推薦状の発行後、会社はジャカルタの法務人権省出入国管理総局にビザ発給申請を出し、出入国管理総局より、当該の外国人がビザの発給を受ける予定の在外公館にテレックスを打ってもらう。このプロセスに1週間程度要する。

この後、当該外国人は指定の在外公館でビザの発給を受ける。ビザは原則、申請後3日で発給される。

ビザを取得した外国人は、発給日から90日以内にインドネシアへ入国し、居住地のイミグレーション・オフィスに出頭、暫定居住許可（KITAS）の発給を受ける。出頭から1週間から10日ほどで暫定居住許可が発行される。

一方で、法務省出入国管理総局が在外公館にテレックスを打った後に、新会社は、労働移住省で当該外国人の労働許可（IMTA）を申請する。労働許可の申請に際しては、事前に労働移住省への納付金1,200ドルを納める必要がある。労働許可の取得は、申請から1~2週間程

度要する。

暫定居住許可、および労働許可が取得できた後には、当該外国人の居住地を管轄する税務署にて、個人の納税者番号を取得する。これは申請から数日で発行されるが、税務署の担当窓口で直接受け取ることはできず、2014年1月現在は各自の登録住所へ郵送されることになっている。

後述の輸入業者認定番号の申請には、取締役、その他輸入申告書類に署名をする外国人の暫定居住許可証と労働許可、納税者番号を提出しなければならないため、該当者は速やかにビザを取得し、インドネシアに赴任するのが望ましい。

(9) 輸入業者認定番号の取得

会社登録証と駐在取締役の居住許可、労働許可、納税者番号が取得できた後、輸入業者認定番号(API)の申請に移る。2012年5月1日付け商業大臣規則第27号(No. 27/M-DAG/PER/5/2012、2012年9月21日付け商業大臣規則第59号(No. 59/M-DAG/PER/9/2012)にて変更)に基づき、設立した食品工場にて使用する原材料の輸入を行う場合、製造輸入業者認定番号(API-P)を取得する。これは自社工場での食品生産に使用される原材料や補助材の輸入のみに限定され、完成品を売買する目的での輸入はできない。

日系食品工場の場合、申請は投資調整庁に行う。前述の投資調整庁長官規則2013年第5号(投資調整庁長官規則2013年第12号で変更)によると、提出書類は次の通り:

- a. 会社設立・定款証書および定款変更証書のコピー
- b. 会社本店の区が発行する所在地証明コピー、または事業地の賃貸契約書コピー
- c. 納税者番号コピー
- d. 会社登録証コピー
- e. 投資基本許可のコピー
- f. 事業許可コピー
- g. 輸入業者認定番号に署名する外国人労働者の労働許可/暫定居住許可コピー
- h. 取締役の写真(背景赤、3×4cm、2枚)

申請が不備なく受け付けられてから2~3週間ほどで製造輸入業者認定番号証が発行される。

(10) 通関基本番号の取得

輸入業者認定番号の取得後、財務省関税総局に通関基本番号(NIK)の申請を行う。2011年3月31日付け財務大臣規則第63号(No. 63/PMK. 04/2011)によると、これは輸入だけでなく輸出にも必要な番号であるので、輸出を行う予定の食品工場は輸出業者としても主な輸出品目を登録しないとならない。

申請はオンラインで行い、その後次の書類のコピーを提出している:

- a. 会社設立・定款証書および定款変更証書
- b. 会社本店の、区が発行する所在地証明

- c. 納税者番号
- d. 会社登録証
- e. 投資基本許可
- f. 事業許可
- g. 輸入業者認定番号
- h. 銀行明細過去 3 ヶ月間
- i. 会計勘定科目表
- j. 会計報告過去 3 ヶ月間
- k. 会社組織図
- l. 会計担当者の卒業証明書
- m. 取締役の身分を証明するもの（パスポート、暫定居住許可証、労働許可、納税者番号、KTP）

申請受付から 1 ヶ月ほどで、通関基本番号証のコピーがメールで送信される。原紙はそれから 2 週間以内に会社へ郵送される。

（1 1）設備輸入の関税免除便宜の取得

外国投資（PMA）企業には、2009 年 11 月 16 日付け「投資による新規設立工場もしくは拡張・改造の為の機械設備及び原材料の輸入関税免除に関する、財務大臣規則第 176 号」（No. 176/PMK. 011/2009、2012 年 11 月 7 日付け財務大臣規則第 76 号（No. 76/PMK. 011/2012）にて変更）に基づいて、設備の輸入関税免除の便宜が準備されている。通関基本番号まで取得できたら、投資調整庁に申請する。前述の投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号（投資調整庁長官規則 2013 年第 12 号で変更）によると、必要な書類は次の通り：

- a. 会社設立証書とその変更の写し
- b. a の法務大臣承認書の写し
- c. 投資の基本許可
- d. マスターリスト申請書
- e. 機械リストとそのソフトコピー。種類、HS コード、技術仕様、船積み国、数量、推定価格、搬入港の記載が必要
- f. 納税者番号および課税業者登録（PKP）
- g. 通関基本番号
- h. 製造輸入業者認定番号の写し
- i. 生産フローチャート、原材料の種類も記載する
- j. 生産キャパシティの計算シート
- k. 工場内の機械配置図
- l. 機械の技術データあるいはちらし
- m. 最新の投資活動報告（LKPM）提出受理書

申請手順は次の通り：

- 1) 投資調整庁長官宛て申請、必要書類を添付
- 2) 申請が不備なく受け付られた場合、仮受理書が発行される
- 3) 仮受理書発行から 7 稼動日以内に投資調整庁担当官とのミーティングに招聘される
- 4) 1)の申請から 7 営業日以内に現場調査が行なわれることがある、検査内容は調書(BAP)にまとめられる
- 5) 上記ミーティングと現場調査を終えた申請には本受理書が発行される
- 6) 本受理書の発行から 7 営業日以内に財務大臣名義で BKPM 長官が輸入関税便宜決定書を発行。

関税便宜は輸入関税便宜決定書発行から 2 年間有効。投資プロジェクトの期間に合わせて延長ができる。

ただし、国内で十分な数量、十分な仕様で生産が可能な機械や設備を輸入する場合には関税免除の便宜は認められない。国内で十分な数量、十分な仕様で生産が可能な機械や設備は、「投資における工業開発・発展のための国産機械・物品・材料の一覧についての工業大臣規則 2010 年第 19 号 (No. 19/M-IND/PER/2/2010)」の 2 回目の変更である 2012 年 10 月 29 日付け工業大臣規則 2012 年第 106 号 (No. 106/M-IND/PER/10/2012) にリストアップされている。

なお、中古の資本財を輸入する場合も同様に輸入が認められる資本財が限定されており、別途、商業省から中古資本財の輸入承認も得なければならない。この規制は、2013 年 12 月 17 日付け商業大臣規則第 75 号 (No. 75/M-DAG/PER/12/2013) にて 2016 年 12 月 31 日まで延長されたばかりで、食品工場にて使用される中古資本財の輸入承認申請に必要な書類は次のとおり：

- ・事業許可
- ・納税者番号
- ・製造輸入業者認定番号

これらを添付して商業省国際貿易総局輸入局長宛て申請し、必要であれば現場視察を受け、承認を待つ。申請受理後 5 営業日以内に輸入承認が交付されることになっている。

輸入承認は発行日から最長 12 ヶ月有効で、1 回のみ延長できる。

(1 2) 環境管理書類の承認

輸入、国内調達された設備の据付が完了したら、工場の環境管理についての分析書類を作成し、環境管理書類承認を受ける。これは環境保護と管理を目的としており、後述する事業許可の申請に必要なため、このタイミングで行われている。

環境管理書類については後述[2]-(5) にて詳細説明するが、通常は環境専門のコンサルタ

ントに依頼し、環境管理／統制書類 (UKL/UPL)、所在地の状況によっては環境に対する影響の分析 (AMDAL) を作成してもらい、地域の環境局で承認を受ける。廃棄物や廃水などが汚染上限を超えないかなどのラボラトリー検査を伴い、承認まで 3 ヶ月から 6 ヶ月かかる場合もある。コンサルタント・フィーは一般的に 3,000 ドル前後と言われている。

（13）事業許可の取得

商業生産開始の準備が整ったら、事業許可を申請する。食品工場の事業許可は工業省が管理する工業許可 (IUI) に相当するもので、これは後述[2]-(8) に詳細を記載しているが、日系資本を含む外国投資 (PMA) の食品工場はこれを投資投資調整庁に申請する。前述の投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号 (投資調整庁長官規則 2013 年第 12 号で変更) によると、提出書類は次の通り：

- a. 投資の基本許可の写し
- b. 会社設立定款証書とその変更証書の写し、各証書に対する法務人権大臣の承認書や届出受理書の写し
- c. 納税者番号のコピー
- d. 投資ロケーションおよび/あるいは会社住所の占有証明 (土地権利書、賃貸契約書、など)
- e. 妨害法許可 (UUG/H0) あるいは事業地許可書 (SITU) の写し (工業団地外の場合)
- f. 環境管理書類の写し
- g. 最新の投資活動報告受理書

申請が不備なく受け付けられてから 3~4 週間程度で事業許可が発行される。

（14）材料輸入の関税免除便宜の取得

前述の財務大臣規則 2009 年第 176 号 (No. 176/PMK. 011/2009、財務大臣規則 2012 年第 76 号 (No. 76/PMK. 011/2012) にて変更) に基づき、外国投資企業は、生産に必要な輸入原材料に対する関税免除の便宜を受けることが出来る。有効期間は最長 2 年間で延長も可能。又、使用機械のうち総額の 30% 以上をインドネシアの国産機械にすると、4 年間免税措置を受ける事が出来る。

便宜の申請先は投資調整庁で、前述の投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号 (投資調整庁長官規則 2013 年第 12 号で変更) によると下記の書類が必要となる：

- a. 会社設立証書とその変更の写し
- b. a の法務大臣承認書の写し
- c. 工業事業許可
- d. 機械輸入関税免除便宜決定書
- e. 物品・材料リストとそのソフトコピー。種類、HS コード、技術仕様、出身国、数量、推定価格、搬入港の記載が必要

- f. 納税者番号および課税業者登録番号 (PKP)
- g. 通関基本番号
- h. 輸入業者認定番号
- i. 据え付け機械／生産キャパシティの計算と輸入関税免除便宜の承認を得た機械のキャパシティに基づく物品・材料使用の計算
- j. 機械輸入実現報告。機械輸入関税免除決定書に記載され、関税総局からの搬出承認を得たPIBで証明
- k. 国内調達率30%以上であることが表明された工業省のレター（機械の国内調達率30%以上であれば）
- l. 物品・材料の技術データあるいはちらし
- m. 最新の投資活動報告提出受理書

申請は、次の手順で行われる：

- 1) 必要書類を添付し、投資調整庁に申請
- 2) 申請が不備なく受け付られた場合、仮受付書が発行される
- 3) 仮受付書発行から 7 営業日以内に投資調整庁担当官とのミーティングに招請される
- 4) 仮受付書発行から 7 営業日以内に現場調査が行なわれる、検査内容は調書 (BAP) にまとめられる。
- 5) 現場検査の目的は、物品・材料輸入にかかる関税便宜の申請の場合、便宜を得た機械の据え付け実現のチェック、および実際の生産キャパシティの計算を行うこと。
- 6) 上記ミーティングと現場調査を終えた申請には本受付書が発行される
- 7) 本受理書の発行から 7 稼動日以内に、財務大臣名義で BKPM 長官が輸入関税便宜決定書を発行

ただし、国内で十分な数量、十分な仕様で生産が可能な原材料や物品を輸入する場合には関税免除の便宜は認められない。国内で十分な数量、十分な仕様で生産が可能な原材料や物品もまた、2012 年 10 月 29 日付け工業大臣規則 2012 年第 106 号 (No. 106/M-IND/PER/10/2012) にリストアップされている。

[2] 食品製造工場に関する許認可について

前記 [1] 会社設立手続きの中で既に触れている事項も含めて、事業許可を取得するまでの工場に関する許認可について記す。

なお、工場の許認可取得、および建設は、まず建設用地を確保する事から始まるが、前述の会社設立手続きの一環として行う所在地証明の取得の段階でも、売買・賃貸に関わらず用地の占有を証明する書類（契約書のコピー）等が必要となるので、留意する必要がある。

（1）立地許可(Izin Lokasi=IL) :

住民らとの用地取得交渉を行う為の許可で、当該土地を管轄する県又は市の土地局に申請する。これは、次に続く地上権（工場建築の場合は建設権）等の申請に先立ってクリアすべき手続きである。

但し、工業団地を利用する場合や、それ以外で土地権利書を既に保有している土地を購入あるいは賃借する場合は、改めて立地許可を申請する必要は無い。

（2）建設権(Hak Guna Bangunan=HGB) :

工業団地等、既に建設権を有する土地を利用する場合以外は、前記の立地許可を得た上で用地を確保した後、建設権の取得申請をしなければならない。インドネシアには、国有地や個人所有地を利用する権利がいくつかあるが、建設権はその土地に建物を建設して当該建物を所有する権利である。食品工場を含む製造業として投資をする場合に取得する必要があるものである。建設権の使用期間は最大 30 年で、最大 20 年の延長が可能。また、権利譲渡や担保権の設定も可能である。これも、上記（1）と同様、管轄する県又は市の土地局に申請するが、工業団地内の土地の場合、工業団地側がアテンドしてくれることが多い。

（3）建築許可(Izin Mendirikan Bangunan=IMB) :

これは、工業団地等地上権を有する土地を利用する場合でも取得が必要な許可で、最新の根拠法となるのは、「建築許可の指針に関する 2010 年内務大臣規則第 32 号」である。同規則第 4 条には、建築許可は県知事あるいは市長が、当該地域の建築許可規則、地域空間整備詳細計画 (Rencana Detail Tata Ruang Kawasan=RDTRK)、建物・環境整備計画 (Rencana Tata Bangunan dan Lingkungan=RTBL) および／もしくは地域空間技術計画 (Rencana Teknik Ruang Kawasan=RTRK) に基づいて許可を与えると定められている。許可の対象は、事業や住居他の機能を持つ建物と、駐車場、テニス・バスケット・ゴルフ等スポーツ施設、基礎土台、柵・塀、井戸、橋、門等の非建物とに分類している。建築許可の取得も建設権と同様、工場の建設を行う建設会社が取得を代行することが多い。

1) 同法規定の申請条件・手順 :

①申請窓口：州の許認可役所、県・市の地域建設監督庁窓口等。各地域による。

②提出資料

a. 事務管理資料

- ・地上権建設権所有状況を示す証拠書類、あるいは土地利用契約書
- ・土地の位置・配置・地形等の状態を示すデータ
- ・建物所有者自身に関するデータ
- ・土地が係争中でない事の表明書
- ・土地建物税課税通知書(Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang=SPPT-PBB)
- ・環境関連の分析書類—AMDAL, UKL, UPL（下記（5）を参照）
- ・その他データ（地域によって差異有り）

b. 技術関連資料

- ・建物の建築計画図
- ・構造・ユーティリティーのシステム図
- ・土地の調査報告書（コンサルタントなどからの）
- ・建物の構造計算書、展開図（設計者、建設者等からのもの）
- ・ユーティリティー計算書
- ・その他データ（地域によって差異有り）

参考：建築許可の取得は、日本で建築基準法に基き建築確認申請をし、その結果確認済証を取得しないと建築工事が出来ないのと同様の主旨。

2) 許可取得までの時間と費用

同法によれば、上記の資料の分析・評価に遅くとも 7 営業日。分析・評価に基づいて決定された手数料を申請者が指定口座に振込み、振込書類を役所に提出し、受領後遅くとも 7 営業日間に IMB が発行されるとしているが、利用に際して、社会や環境に対して影響が生じるなどの懸念が有る場合や、特別な管理を必要とする建物の場合は分析・評価に 14 営業日を必要としている。

しかし、実際には地域や場合によるが、申請から 20~30 日掛かる場合が多い。

建築許可手数料については、各地域（県・市）が公布している建築許可関連法令に計算方法等が規定されているので、参照されたい。

（4）妨害法許可（UUG/H0）取得

オランダ統治時代の 1926 年の妨害法（UNDANG-UNDANG GANGGUAN—Hinder Ordonnantie=H0）が根拠法となり、2009 年の「地域に於ける妨害許可決定の指針に関する内務大臣規則第 27 号」に基づいて各州、県、市単位で夫々が法令を発行して管理している。妨害の種類については、夫々の地域の特性に応じて地方政府が定めているが、基本的には；

- a. 大地、川、海、大気等の環境に対する妨害
- b. モラルを低下させるような社会に対する妨害

c. 周辺社会の生産活動を減退させるような経済に対する妨害の3つに分類し、事業者からの申請に基づいて地方政府の役人が現場を検査し、かかる妨害を発生させるか否かを判断した上で、その場所への事業立地を許可するものである。

1) 許可取得の手続き

①申請先：県知事・市長宛て

②申請書類：

- ・申請書 FORM の他；－
- ・申請者自身の確認書類 (NPWP, KTP, 会社設立証書)
- ・地方長からの居住証明
- ・隣組 RT. TW が認める隣人の合意書
- ・建築許可
- ・土地の権利書
- ・土地と建物に対する納税の証明

等が要求され、現場の検査も行われる。

2) 手続きの所要時間は約 30 日。手数料は、大企業、中企業、小企業で異なり、工場の面積によって分類されており、例えば、中企業で 4,000～5,000 m²なら 450 万ルピア程度である。また、妨害許可の有効期間は、企業の事業活動の続く限りとなっている。

(5) 環境保護・管理関連の承諾書・推薦・承認の取得

2009 年発効の「環境保護と管理に関する法律第 32 号」通称新環境法には、廃棄物を捨てる如何なる者も、政令・大臣令で定める環境基準値を守り、且つ大臣、州知事、県知事、市長の環境許可を得なければならないとし、その許可が事業者の営業許可取得の条件となると定めている。

また、環境許可を取得するに当り、環境に重大な影響を与えると思われる事業者は「環境への影響分析(AMDAL)」、重大な影響を与えない場合は「環境管理・監視対策(UKL/UPL)」を行う義務が有り、そのいずれも不要の場合は環境管理・監視承諾表明書(SPPL)を提出することとしている。

1) 環境への影響分析：AMDAL(Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup)の作成

環境への影響分析を必要とする重大な環境への影響とは、或る事業や活動の結果もたらされる、根本的な環境の変化で、「2012 年の環境大臣規則第 05 号」の添付表 I に、セメント産業や、パルプ産業等、環境への影響分析の実施を条件とする事業・活動の種類が列記されているが、その中には工業団地／工場コンプレックスも含まれている。従い食品工場が工業団地やコンプレックスに立地すれば、自社で環境への影響分析を実施する必要は無いことになる。

[手続き]

事業・活動を行う者は、事業・活動の影響分析、周辺の社会活動の評価、周辺の人々の意見・繁栄、影響の度合い・全体評価、管理モニタリング計画等を記載した文書を作成する。評価の起案者は環境への影響分析形成の能力認定機関発行の認定書を保有していなければならぬが、作成に当たっては他の団体からの支援を受けても良いとしており、専門のコンサルタントも存在する。具体的なコンサルタント名は環境省のWebで検索可能。

地方政府へ提出された作成書は、大臣、州知事、県知事、市長によって作られた専門家や事務局から成る環境への影響分析評価委員会に提出され評価され、その結果に基づいて大臣、知事、市長が権限に応じて環境に適合しているか否かの判断を下すことになる。

尚、手続き期間75日、役所での手続手数料は無料である。

2) 環境管理対策 : UKL (Upaya Pengelolaan Lingkungan Hidup) 、及び環境への影響分析 UPL (Upaya Peman-tauan Lingkungan Hidup)

前記環境への影響分析の対象とならない事業や活動については、UKL/UPLを作成せねばならない。

[手続き]

2010年発行の「UKL, UPL, SPPLに関する環境大臣規則第13号」には、事業・活動を行う者は、所定の書式に従って環境管理・モニタリング策を作成し、場合に応じて副大臣あるいは、州・県／市の環境関係行政機関へ提出し、当該機関は書類を受理した後実施状況の調査をし、適合と認めた場合、環境許可の基礎となる推薦状を発行する。

同法によれば、手続きの所要時間をUKL/UPLの受領後遅くとも14営業日以内としている。手続き費用は無料

3) SPPL (Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup) 環境管理・監視承諾表明書

前記の環境大臣規則第13号には、UKL/UPLの作成が不要な場合は、SPPLを作成する義務が有るとしている。

[手続き]

所定の書式に従って作成し、UKL/UPLと同様の要領で監督官庁へ提出し、当該機関は、施工状況の調査をした後、適合と認めた場合、SPPLの受領後遅くとも7営業日以内に、承認書を発行する。

新環境法によれば、環境への影響分析の決定、あるいはUKL/UPLの推薦、SPPLの承認が得られた後、環境許可が降ろされる。

4) 排水基準と承諾書の取得

1. 加工食品製造業からの排水に関連して、次のような規則が公布されている：

①2007年「果実・野菜工業からの排水基準に関する環境大臣規則第5号」

対象事業：缶詰、冷凍、油揚げ、乾燥、甘菓子、ジュース、濃縮食品、ソース、

パスタ

②2007年「水産加工業からの排水基準に関する環境大臣規則第6号」

対象事業：缶詰、冷凍、魚粉

③2008年「海草加工業からの排水基準に関する環境大臣規則第12号」

対象事業：寒天、karaginan（海草の一種）、アルギン、加工用海草材、混合材

④2008年「ココナッツ加工業からの排水基準に関する環境大臣規則第13号」

⑤2008年「食肉加工業からの排水基準に関する環境大臣規則第14号」

対象事業：鶏、牛、水牛、馬、山羊、豚、混合材

⑥2008年「大豆加工業からの排水基準に関する環境大臣規則第15号」

対象事業：ケチャップ（醤油）、豆腐、テンペ（インドネシアの伝統大豆加工食品）

2. 上記に共通した規定内容：

①BOD, COD, TSS, pH等、夫々の業種に応じた排水の水質基準規制値が別表に列記され、各事業者の遵守が要求される。

②更に、この基準値は、各州政府によって上記の基準値と同等もしくはそれ以上の規制値を設定されることが出来るとし、環境への影響分析の適用調査結果あるいはUKL/UPLの推薦内容によっても、又実際の排水検査によっても、適用される上記規制値がより厳しくなる事も有る。

③事業者は当該規制値を守る為に、排水の前処理、排水が周辺に浸透しないような配管システムの採用、数値計測機器の設置、計測結果の記録、廃水を薄めて排水する事の禁止、雨水と工場排水との分離、定期的な報告等々の義務が課せられる。

④工場の建設に際しては、上記をベースに次の承諾書を地方政府から取得する必要が有る：

排水不再利用承諾書

排水管設置承諾書

排水前処理承諾書

排水定期検査報告承諾書

残滓処理承諾書

地下水、海水汲み上げ許可書

尚、これらは、通常工場建設を施工する建設会社が手続きをしてくれる。

（6）加工食品の適正製造方法の考慮

後述するが、製造した食品を国内に販売・流通するに先立って、国家食品医薬品監督庁(BPOM)への登録と流通許可を申請取得する事になるが、その審査の一環としてBPOMによる工場及び設備の検査を受ける。その際合否の判断材料の一つとしている基準が、FAO／WHO合同食品企画委員会 Codex が策定し、各国に推奨されている HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) ガイドラインである。

そして HACCP の前段階でプログラムの中心となるのが適正製造基準 GMP (Good Manufacturing Practices) であるが、インドネシアにおいては、加工食品の適正製造方法 CPPOB (Cara

Produksi PanganOlahan Yang Baik) が、「加工食品の適正製造方法の指針に関する、2010年工業大臣規則第 75 号(GOOD MANUFACTURING PRACTICES)」として示されている。

広く知られている GMP の基本事項は、従業員の教育、工場と敷地、衛生作業、衛生施設と管理、設備と器具、工程と管理、倉庫保管と流通、欠陥の取り締まり等に関するガイドラインだが、同大臣規則には、次のような事項が指針として記されている：

- ①Location : 汚染地域は避ける、工場へのアクセス道路は舗装する、洪水し易い土地は避ける、藪や害虫の巣から離れる、等
 - ②建物・空間 : 耐久性と同時に、清掃・衛生活動・メンテナンスがし易いこととして、床、壁、屋根・天井、ドア、窓その他について材質も含めて詳細に記載
 - ③衛生設備 : 水の供給、排水、洗浄、便所、社員の手洗い、衣服の着替えなどの設備
 - ④機械設備 : 食の品質と安全面から、汚染された機械から外れた金属や機械油が製品を汚さぬ為の考慮、等
 - ⑤材料 : 原料、副原料、水、食品添加物等について
 - ⑥工程管理 : 各工程段階で危険が生ずる可能性に対してしっかりと管理し、予防対策を講ずる必要が有るとして、企業は有効な予防策である HACCP システムを実施する事が望ましい、と記載している。
 - ⑦試験設備 : 加工食品工場はラボ設備を持つのが望ましく、自社で保有しない場合は、政府や民間の信頼出来るラボを活用出来る。
 - ⑧その他、包装・梱包、ラベル・製品説明、貯蔵・保管、衛生プログラム、輸送、文書管理と記録、教育・研修、製品の返品・回収などに関して、ガイドラインを示している。
- GMP は、本来工場の建設や生産活動の前に考慮すべき、食品の安全を目的とした HACCP の手法を実施する前の土台となるもので、工場の建設に際しては、GMP 更には HACCP のガイドラインを念頭に入れて設計・施工すべきと考える。
- 尚、HACCP, GMP の認証等については、[4] で説明する。

(7) 建築に関する国家規格 SNI について

インドネシアは、法によって国家標準化庁 (BSN) が製品・役務・工程・システム・要員を対象に国家規格 SNI を策定し、国家認証委員会 (KAN) が認定した認証機関が証明書を発行する制度を採用している。SNI については、証明書取得手続きも含めて後項 [4] を参照されたい。

建物の建築に関しても SNI 規格が多数有り、中に SNI の遵守を法で条件付けている使用資材や工法も有る。規格リストは BSN の web で検索が可能：

2006 年発効の「建物建設技術の条件指針に関する、公共事業大臣規則第 29 号」の中で遵守を義務付けている SNI には、次の様なものが有る。

1) 建物の安全条件の項 :

SNI 03-1726-2002 / 03-1727-1989 地震など構造物への荷重関連

SNI 03-1734-1989／03-2847-1992 コンクリート材料関連
SNI 03-1729-2002 鉄材料関連
SNI 03-2407-1994 木材関連
SNI 03-1736-1989／03-1745-1989／03-1735-2000／03-1746-2000／03-3985-2000／
03-3989-2000／03-6571-2001／03-0712-2005 . . . 防火関連
SNI-03-2397-1991 防風関連
SNI 03-2404-1991／03-2405-1991 シロアリ関連

2) 建物の衛生条件の項:

3) 建物の爽快さの項

SNI 03-6389-2000／03-6390-2000／SNI 03-6196-2000 ・・エネルギー保護関連
SNI 03-6572-2001 ・・・・・換気関連

(8) 工業事業許可 IUI (Izin Usaha Industri) の取得

2008年発効の「工業事業許可、拡張許可及び登録証付与の規定及び手続きに関する、工業大臣規則第41号」に基づいて、土地・建物を除く総資本が2億ルピアを越える製造業者は工業事業の許可（既存工場の拡張の場合は拡張許可）を取得しなければならない。

1) 工業許可 IUI 取得手順には、次の二通りに分類されている。

1. 事前承認を経る事無く IUI 許可手続きするケース：

工業団地／保税地域に立地する企業、あるいは「1995年工業大臣決定第148号」の中に記載されている企業。同決定148号とは、「生産工程が環境を破壊もしくは変化させず自然資源を過剰に使用しない産業の種類と品目に関する決定」で、207の項目がリストアップされており、内食品関連については47品目有る。

2. 事前承認を経た後に許可手続きに入るケース：

工業団地／保税地域以外の地に立地する企業、前記大臣決定 148 号に記載の無い企業、及び「2006 年環境大臣規則第 11 号」に指定されている種類の工業並びに環境保護地域に隣接した土に立地する企業。環境大臣規則 11 号は、「環境への影響分析を整備する義務を負う事業もしくは活動の種類」で、環境への影響分析の項で紹介した環境大臣第 5 号と同様、工業団地自体もリストアップされている。

2) 夫々のケースの IUI 手続き

1. 事前承認不要のケース

①申請必要書類

- ・申請書式 SP-I, 及び SP-II
- ・NPWP コピー
- ・法務人権省発行の会社設立証書コピー
- ・IMB コピー
- ・工場建設に関する情報書式 Pm-II
- ・工業団地以外の地に立地する企業で、前記工業大臣決定 148 号に載っている企業の場合は妨害法許可のコピー
- ・工業団地内に立地する企業で、同工業大臣決定 148 号に載っている企業の場合は、立地許可(IL)のコピー
- ・工業団地内に立地する企業の場合、工業団地管理会社からの証明書
- ・次の事項を謳った所定の書式 SP-I に従った誓約書：

建物及び生産設備に関するあらゆる条件を満たすまでは商業生産をしない。

IUI 発行日から起算して遅くとも 3 年以内に工場の建設と生産設備の設置を済ませる。

- 注： a. これを満たせない場合は、原則的に IUI の取り消しの対象となり再申請となる。
b. 工業団地／保税地域の場合、企業・団地管理会社と共に県・市の役人が検査を行い、IUI 発行官庁へ報告する。又工業団地／保税地域以外の立地の場合は、州、県、市の管轄部署の長が検査を行う。

②申請先

土地・建物を除く総資産が 100 億ルピアまでの場合は県知事／市長。それを越える場合州知事。又毒物・危険物関連、アルコール飲料工業など特殊な場合は大臣。外国投資/国内投資 (PMDN) は BKPM。

③手続き所要時間・有効期間

規則上では 5 営業日内。有効期間は企業が活動する間有効

④許可取得手数料

役所への手数料は無料

尚、IUI の許可を得た者は、許可日起算 3 カ月以内に、1982 年政令第 3 号に従って会社登録をする義務が有る (TDP)。

2. 事前承認が必要なケース

2—1. IUI 申請に先立つ事前承認手続き

①申請書類

- ・申請書式 Pm-I
- ・会社設立証書コピー
- ・妨害法許可コピー

②申請先

県知事・市長。PMA/PMDN の場合は BKPM

③手続き所要時間

規則上では 5 営業日

④事前承認を得た企業は、工場の建設と生産設備の設置状況を、年に 1 回管轄官庁の役人に報告する義務が有る。3 年以内に工場建設と設備設置が終了しない場合は 1 回限り 1 年間の延長が出来る。

2-2. IUI 手続き

①申請書類

- ・申請書式 Pm-III
- ・NPWP コピー
- ・法務人権省発行の会社設立証書コピー
- ・IMB コピー
- ・事前承認書 (Pi-I)) コピー
- ・工場建物及び生産設備工事慎重情報に関する書式 Pm-II
- ・妨害法許可コピー
- ・立地許可 (IL) コピー
- ・環境への影響分析、もしくは UKL/UPL コピー

②この申請に基づいて、受領後 5 営業日以内に管轄官庁役人が工場へ出向き、工場建物・生産設備の建設が終了した事の確認検査を行う。検査結果は県・市の役所へ送られ、5 営業日以内に IUI 発行部署の役人に送られる。報告書受領後遅くとも 5 営業日以内に、書式 Pi-IIIUI が発行される。

③有効期間

事前承認不要の場合と同様

〔3〕原材料の輸入に関する登録・許認可等について

インドネシアで加工食品を製造する為には、原材料の一部を輸入する事が想定される。〔1〕に、輸入業者認定番号 API-P の取得について説明したが、その他に政府は食品の輸入に関して様々な規制や制限をしている。特に輸入ならではの留意点についてここにその主なものを列記する。

(1) 特定品目の輸入業者(IT-Produk Tertentu)登録

「特定品目の輸入規定に関する 2008 年商業大臣規則第 60 号」(No. 60/M-DAG/PER/12/2008)、更にはこの変更である 2012 年商業大臣規則第 83 号 (No. 83/M-DAG/PER/12/2012) には、特定品目の輸入は商業大臣が特定品目輸入登録業者 (IT-Produk Tertentu) に認定した企業によってのみ可能と規定され、特定品目のリストが添付されている。食糧・飲料製品としては、肉・魚の調整品、糖類・菓子類、ココア調整品、澱粉ミルクの調整品・ベーカリー製品、野菜・果物調整品、飲料類など 219 品目が含まれている (詳細は同規則別表を参照)。

但し、この大臣規則の有効期間は、2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までとしている：

1. 登録手続き

①提出書類 (同規則に記載)

- ・申請願書
- ・API (輸入業者認定番号) コピー
- ・TDP (会社登録証) コピー
- ・NPWP (納税者番号) コピー
- ・NPIK (特定輸入者登録)。必要な品目の場合のみ一事項参照
- ・NIK (通関基本番号)
- ・向こう 1 年間に輸入を予定している品目の数量、品目の種類、HS 番号 10 衍、仕向港

②同規則によれば、許認可権限をもつ商業省サービス・ユニット(UPP)が、2 営業日以内に大臣の代理として認定をする、としている。

◆尚、商業省に対する特定品目輸入登録業者としての認定申請は、商業省の「電子方式による商業分野での許認可サービス」にアクセスする事によって手続きが可能である。アドレスは、<http://inatrade.kemendag.go.id>。手数料は掛からない。

2. 輸入港の制限

該当する品目の輸入が認められる海港・空港は、特定の場合を除きジャカルタのタンジュン・プリオク港とスカルノ・ハッタ空港など 14 港に限定されている。

3. 船積前検査の義務

商業大臣指定のサーベイヤー PT. SUCOFINDO もしくは PT. SURVEYOR INDONESIA による輸出地に於ける検査を受けなければならない。検査の結果はサーベイヤー報告書 (LS) として発行され、輸入通関の際の必要書類となる。

◆日本における船積前検査の実施は、通常次のような手順で行われる：

インドネシアの輸入者側が、SUCOFINDO と SURVEYOR INDONESIA の合弁会社である KSO SCISI に検査の申請を行い、KSO SCISI が指定する SGS の日本代理店であるセイフティー・テック株式会社が検査を行う。検査の実施後 KSO SCISI が

サーバイヤー報告書を発行する。

4. 報告義務

特定品目輸入登録業者に認定された者は、3ヵ月に一回 <http://inatrade.kemendag.go.id> を通じて輸入の実施報告の義務が有る。またその際税関官吏のパラフとスタンプが押された輸入実施管理カードのコピーを添付しなければならない。

注：なお、6ヵ月間特定品目の輸入実績が無い場合や、前記の報告義務を2回怠った場合などは特定品目輸入登録業者の認定が取消される。

(2) 特定輸入者登録 (NPIK : Nomor Pengenalan Importir Khusus) の取得

2002年発効の「特定輸入者登録(NPIK)に関する、工業商業大臣決定第141号」及びその改正版である2008年発効の「商業大臣規則第07号」に基づいて、2002年の外国貿易総局長決定第05号にリストアップされた品目を輸入する者は、同総局長宛てに申請しNPIK (Nomor Pengenalan Importir Khusus)を取得しなければならない。対象となる食品関連品目は、トウモロコシ(分類番号10.05)、米(10.06)、大豆(12.01)、砂糖(17.01)であるが、食品以外では纖維・纖維製品、履物、電子製品・部品、玩具が対象となっている。

取得手続き：申請書にAPIを添えて商業省外国貿易総局長宛てに申請する。5営業日内に発行される。有効期間は5年間。有効のNPIKは、規則によれば申請後5営業日内に発行される事になっている。また、特定輸入者登録保有者は、輸入を実施するしないに関わらず毎月報告の義務がある。

(3) 園芸(Horticulture)作物の輸入者登録・輸入承認

インドネシアは2012年5月、観賞用の花、生鮮野菜、加工野菜、果物類の輸入を規制した。その時公布された規則は「園芸作物の輸入規定に関する、商業大臣規則第30号」だが、その後同年に38号及び60号で改正され、更に2013年4月、新たに商業大臣規則第16号が発効したが、2013年8月になり16号の改正となる第47号が出ている。

輸入制限品目が別表に列記され、現在39項目が対象になっている。該当品目の種類は；

生鮮作物 : 07類／08類の、野菜・果実・ナッツなど

作物加工食品 : 20類／21類の、野菜・果実・ナッツの調整品など

1) 輸入者の認定に関する規定：

1. 当該品目の輸入をする事が出来るのは、

- ①園芸作物製造輸入者 (IP-Produk Hortikultura =Importir Produsen Produk Hortikultur)
- ②園芸作物登録輸入者 (IT-Produk Hortikultura=Importier Terdaftar Produk Hortikultur)に限られる。

園芸作物製造輸入者が輸入出来る品目は、自社の生産の原料あるいは補助材料として使用するものに限られ、販売や第三者へ譲渡してはならない。

また、園芸作物登録輸入者が輸入する品目は、Distributor へのみ販売・譲渡が可能で、直接消費者や小売業へ販売してはならない。ただし、園芸作物登録輸入者の場合は、各有効期間中に許可された輸入量の 80%を消化しない場合、園芸作物登録輸入者としての登録が凍結される。

2. 指定輸入者の認定手続き :

次の書類を添えて商業省外国貿易総局長宛に申請する

①園芸作物製造輸入者

- ・工業営業許可 (IUI) コピー
- ・TDP コピー
- ・NPWP コピー
- ・API-P コピー
- ・冷蔵設備・冷蔵車の保有立証資料
- ・農業大臣あるいは大臣が指名する官吏が発効する園芸作物輸入推薦状 (RIPH)。

申請書の提出から 3 営業日以内に現場検査が行われ、その後 5 日以内に認定書が発行される。

また、有効期限は RIPH の記載条件に従う

②園芸作物登録輸入者認定手続き

- ・SIUP コピー
- ・TDP コピー
- ・NPWP コピー
- ・API-U コピー
- ・冷蔵設備・冷蔵車の保有立証書類
- ・少なくとも 1 年に 3 者の Distributor との間の、園芸作物販売共同事業契約立証書類
- ・1 年間の園芸作物 Distributor としての経験を立証する書類
- ・直接消費者や小売業者へ販売しない事の誓約書

申請書の提出、現場での検査の後 5 営業日以内に認定書が発行される。

2) 園芸作物登録輸入者の輸入承認他

1. 園芸作物登録輸入者が輸入を行うに際しては、商業大臣もしくは総局長宛てに申請して輸入承認書を取得しなければならず、その為には農業大臣発行の園芸作物輸入推薦状 (RIPH) が必要となる。推薦状発行条件や手順については、2013 年 8 月に「園芸作物製品輸入推薦状に関する、農業大臣規則第 86 号」が発効しているので、参照の事。
2. また、輸入承認の申請時期と有効期間は、赤トウガラシ (HS 番号 0709.60.10.00) と一般消費用赤玉ねぎ (HS 番号 0703.10.29.00) は常時申請可能で有効期間は 3 カ月、それ以外の品目の申請は 1 - 6 月分は 12 月、7 - 12 月分は 6 月のみに限られ、有効期間は 6 カ月である。
3. また、赤トウガラシと赤玉ねぎの市場価格が、商業大臣によって編成される園芸作物製品価格調査チームが設定する参考を下回る際には、輸入が一時延期される場合が有る。

- 3) 輸入の際の包装容器については、直接食品に接触する包装の場合は関連諸法規に則って許可された材料を使用すること、プラスチック包装容器の場合は、法に従って Logo Tara Pangan (食に安全な包装を示すロゴ) 及びリサイクルコード (リサイクル可能を示すコード) を記載すること、木材を使用した包装容器の場合は乾燥したもので、関連法規に従って記しが付されている事、などの義務が有り、夫々現地で認定された試験場が発行したテスト証明書で立証されていなければならない。
- 4) 園芸作物製造輸入者 及び園芸作物登録輸入者は、輸入に先立って、輸出地において資格の有るサーベイラーによる船積前検査を受け、輸入の際の提出書類の一つとしてサーベイ報告書(LS)を発行させなければならない。この検査を受ける為の必要書類には；
- ・プラスチック包装容器の Logo Tara Pangan 及びリサイクルコード
 - ・Health Certificate
 - ・園芸作物の植物衛生証明
 - ・原産地証明書
 - ・生鮮園芸作物 food grade 包装のテスト証明書
 - ・生鮮園芸作物の Logo Tara Pangan 及びリサイクルコード記載証明書
 - ・インドネシア語によるラベル記載の説明書 (ラベル規定を満たしている事の証明書)
- が要求される
- 5) 園芸作物製造輸入者 及び園芸作物登録輸入者共に、毎月、税関管理パラフが有る輸入実施管理カードのコピーを付けて、上記規則に添付されたフォームに沿って、総局へ報告する義務が有る。
- 6) 上記の商業大臣規則とは別に、2013年1月10日、新たに工業大臣規則が公布された。その規則「園芸作物輸入の技術意見書の発行に関する、工業大臣規則第01号」では、次のように規定している：
1. 輸入可能な園芸作物は、作物製品製造業が使用する原材料としてのみ、かつ、国内で生産していないか、生産していても量的に満たないとか需要に合う条件／仕様を満たさないもの、また、製品製造業者工業営業許可書に記載された事業活動に関連したもの、としている。
 2. 輸入を認められるのは、当該作物を原材料として輸入する園芸作物製造業者で、当該品目を売買或いは他者へ譲渡してはならない。
但し、製造業者以外にも製造業者からの要求に基づく原材料としての輸入も可能で、これは上記売買・譲渡規定の例外となる。
 3. 輸入の承認は、農業大臣の推薦状 (RIPH)に基づいて為されるが、RIPHは工業省 Agro 産業総局長発行の技術意見書に基づいて与えられる。技術意見書は総局長へ申請後 5 営業日内に発行される。有効期間は長くとも 6 カ月間。
- 7) 生鮮果物、果実野菜ねぎ科野菜について、2012年発効の「農業大臣規則第15号」及び

2011 年「農業大臣規則第 90 号」がその水揚げ港を、北スマトラのベラワン港、南スマトラのマカッサル港、東ジャワのタンジュン・ペラック港、首都のスカルノ・ハッタ空港に限定している。

(4) 家畜・家畜製品輸入者登録・輸入承認

家畜及び家畜製品の輸入については 2013 年発効の「家畜及び家畜製品の輸入及び輸出規定に関する、商業大臣規則第 46 号」(No. 46/M-DAG/PER/8/2013、同 No. 57/M-DAG/PER/9/2013 にて変更) によって管理されている。

1) 同規則によって、輸入が認められる家畜及び家畜製品が次のように分類され、別表として同規則に添付されている：

1. 生きた家畜、肉類、食肉のくず等の一部で、家畜及び家畜製品輸入登録業者に認定され、且つ輸入承認書を保有する者が輸入を許される品目 (同規則別表一 I)。
2. 生きた家畜、肉類、食肉くず、酪農品、卵等の一部で、輸入承認書を保有する者が輸入可能な品目 (同規則別表一 II)。

2) 家畜及び家畜製品登録輸入業者 (IT Hewan dan Produk Hewan) への認定：

上記別表一 I に該当する品目を輸入する場合。

1. 手続き書類。下記の書類を添付して、商業省のウェブサイト INATRADE を経由し、商業省貿易サービスユニット(UPP)の調整・実施窓口へ申請する。ウェブアドレスは下記：
<http://inatrade.kemendag.go.id>
 - a. 会社設立証書
 - b. SIUP コピー
 - c. TDP コピー
 - d. NPWP コピー
 - e. API コピー
 - f. 飼育場や屠殺場を保有している事の立証書類
 - g. 冷蔵保管設備及び冷蔵車を保有している事の立証書類
2. 申請書類はまず商業省貿易サービスユニットの調整・実施窓口でチェックされた後、審査チームへまわされ、3 営業日書類以内に審査及び現場検査が行われる。検査は 3 営業日程度要し、その後問題が無ければ 2 営業日以内に認定が発効される。

3) 輸入承認

上記の別表 I 及び II に該当する品目共に、輸入承認書を取得する必要がある。

申請書類は別表 I 、あるいは別表 II に記載の品目により多少異なるが、INATRADE のウェブ経由で申請することができる。

1. 別表 I の、登録輸入業者の認定が条件の場合：

- a. 家畜及び家畜製品登録輸入業者認定書
 - b. 農業大臣の推薦状
2. 別表Ⅱの、登録業者以外の場合
- a. 農業大臣推薦状
 - b. 家畜加工製品輸入に対しては、国家食品医薬品監督庁(BPOM)長官の推薦状。また、動物⇒人間に伝染する病気の危険性を帯びた家畜加工製品の輸入の場合は、農業大臣の推薦状
- 問題なければ申請から 2 営業日以内に承認書が発行される。また、承認書は原産国での衛生証明書 (Health Certificate) の発行の基礎となり、輸入承認書番号は Certificate 中に記載される。

4) 輸入承認申請・発行の時期と、有効期間について

別表Ⅰに該当する品目の申請は、毎年 12、3、6、9 月の四半期毎となり、各四半期の初めに承認書が発行される (例: 1-3 月輸入分の申請が 12 月になされ、1 月初めに発行)。

夫々の承認書有効期間は 3 カ月である。

なお、輸入承認を受けた者は年間の承認量の 80% を輸入する義務が課せられている。

5) 牛肉の市場価格に応じた輸入管理

別表Ⅰの中の牛肉 secondary cut の輸入に関しては、輸入価格がキロ当り 76,000 を基準とした参考価格を下回る価格の場合は、輸入を延期する措置をとる。この基準価格は商業大臣が編成する牛肉価格を管理するチームにより、必要に応じて見直される。

6) 同規則では、別表Ⅰ及びⅡにリストアップされた枝肉、肉、内臓及びその加工品の輸入は、工業、ホテル、レストラン、ケータリングその他特定の需要の為に輸入され使用／流通されるものだけ認められる、と規定している。

7) ラベル及び包装の規定

1. 輸入される家畜製品には、インドネシア語で、最低限次に項目を記載したラベルを貼付せねばならない:
製品名、使用原材料リスト、重量、製造者又は輸入者の名前と住所、条件付けられている場合のハラル表示、製造日及び製造コード、消費期限年月日、加工食品の流通許可番号、特定食品材料の原産地。

2. 包装に関して;

- a. 食品と直接接触する包装の場合は、関連諸法規に従った原材料を使用のこと
- b. プラスチック包装の場合は、諸法規の規定に従って、Logo Tara Pangan なるロゴ、およびリサイクルコードを記載すること
- c. 木材使用の包装の場合は、乾燥させ、諸法規の規定に従っている事の表明のこと
- d. a ~ c について、資格有る試験所によるテスト証明書や、輸入者の表明書で立証せね

ばならない。

8) 輸入の実施については、指定の要領で INATRADE のウェブを通じて、報告の義務がある。

(5) 砂糖の輸入者登録

砂糖の輸入については、2004 年発効の「砂糖輸入の規定に関する、商業工業大臣決定第 527 号」にその規定がある。

1) 同法では砂糖を次の様に分類している：

1. 粗糖 (Raw Sugar) : HS 番号 1701.11.00.00 及び 1701.12.00.00 のもの。輸入されるものは、国際砂糖分析統一委員会 (ICUMSA=International Commission for Uniform Methods of Sugar Analysis) による砂糖の色に関連した国際単位数値が最低 1200IU でなければならない。用途は製造工程に於ける原材料としてのみ。
2. 精製糖 (Refined Sugar) : HS 番号 1701.99.11.00 及び 1701.99.19.00 のもの。輸入されるものは ICUMSA 数値最高 45IU でなければならない。用途は原材料としてのみ。
3. 耕地砂糖 (Plantation White Sugar) : HS 番号 1701.91.00.00 及び 1701.99.90.00。輸入が可能なのは、ICUMSA 数値が 100IU から 300IU まででなければならない。用途は、それ以上加工せず直接消費されるもの。

2) 粗糖及び精製糖の輸入は、製造業に於ける原材料として使用する為のみ可能で、国内で販売あるいは第三者へ譲渡してはならない。粗糖及び精製糖は、砂糖製造業輸入者 (IP Gula) に認定された者のみが可能である。認定取得手続きは下記の通りである：

次の書類を添えて商業省 国際貿易総局長宛てに申請する。

- a. 工業営業許可 IUI コピー
- b. API-P コピー
- c. TDP コピー
- d. NPIK Gula コピー
- e. NPWP コピー
- f. 当該粗糖或いは精製糖が、精製工業或いはその他の製造業の原材料として使用される為に輸入する旨の、商業工業省化学・農業・森林産物工業総局長 (Direktur Jenderal Industri Kimia, Agro dan hasil Hutan) からの推薦状。

また、耕地白糖工場の原材料として輸入される場合は、農業省 農園生産刷新総局長 (Direktur Jenderal Bina Produksi Perkebunan) からの推薦状。

申請後 15 営業日以内に、総局長は認定書を発行する。認定書には、砂糖の量、種類、仕向港に加えて、有効期間が明示される。有効期間は長くとも 1 年で、延長が可能。

3) 砂糖製造業輸入者認定者は、次のような報告の義務を負う：

- ・粗糖及び精製糖の輸入の実施について、商業省 国際貿易総局長宛て毎月報告する。
- ・生産の実施と製糖或いは他の製造業の加工製品の流通について、商業省 化学・農業・森林生産物総局長宛てに 6 カ月毎に報告する。
- ・耕地白糖の製造と製品の流通の実施について、農園生産刷新総局長宛てに、6 カ月毎に報告する。

4) 輸入に際しては、指定サーベイナーによる輸出国での検査をうけねばならず、そのサーベイナー報告書(LS)は輸入の際の必要書類となる。費用は申請者の負担。

(6) 米の輸入者登録

米の輸入については、2008 年発効の「米の輸入及び輸出の規定に関する、商業大臣規則第 12 号」で規制が有る。

この規定によって、米が次のように分類され、同法に別表として添付されている：

1. 価格の安定化、緊急事態への備え、貧困層、食糧危機への措置の為に、BULOG (公社) が輸入する精米のうち、HS 番号 1006. 30. 90. 00 のもの。1 品目のみ。
2. 健康や規定食或いは特殊な消費／特定の分野に関連した特定の需要の為の輸入で、HS 番号 1006. 10 (もみ) 1006. 20 (玄米) 100630 (精米) の内の 7 品目。
3. 製造業での原料や副材料としての需要が有るが、国内ではまだ生産されていない米の輸入で、HS 番号 1006. 30. 19. 00 (精米)、1006. 40. 00. 00 (碎米)、1103. 19. 20. 00 (米粉) の 3 品目
4. 贈与に基づく輸入で、精米の内の HS 番号 1006. 30. 19. 00 および 1006. 30. 90. 00 の 2 品目

1) 上記のうち、製造業において原料・副材料としての輸入については、輸入者は、商業省外国貿易総局長から、米からの製品加工業として認めた、米製造業輸入者 (IP-Beras) としての認定を受けねばならない。認定取得の手続きは下記の通り；

次の書類を添えて総局長宛て申請する：

- a. API-P コピー
- b. NPIK (Nomor Pengenal Importir Khusus) コピー
- c. NPWP コピー
- d. NIK コピー
- e. 工業省 農業化学工業総局 (IAK) (Direktur Jenderal Industri Agro dan Kimia 長、及び農業省 農業生産物加工及び市場総局長 (Direktur Jeneral Pengolahan dan Pemasaran Hasil Pertanian) の推薦状
- f. 申請者が LC の開設条件を満たす財政能力が有る事を示す、外国為替銀行からの表明書

総局長は申請受領後 5 営業日以内に、認定書を発行する。認定書は、米の種類と量、粉碎度、

仕向港、輸入者名・住所に加えて、輸入承認有効期間が記載される。

- 2) 全ての米の輸入に際しては、輸出国において指定サーベイラー (PT. Surveyor Indonesia、PT. SCOFINDO) による船積前検査を受け、サーベイラーが発行する検査報告書 (LS) は輸入時の通関書類として使われる。
- 3) 米製造業輸入者の認定を受けた者は、毎月総局長宛て報告書を提出する義務が有る。

(7) 塩の輸入者登録

塩の輸入に関しても法による制限が有る。2012 年発効の「塩の輸入規定に関する、商業大臣規則第 58 号」では次のように規定している：

輸入可能な塩は、次の 2 種類に分類されている：

1. 消費用塩 : HS. 2501. 00. 90. 10 の内、NaCl 含有量 94.7% 以上の消費用に供される塩。
2. 産業用塩 : HS. 2501. 00. 90. 10 の内、NaCl 含有量 97% 以上の産業用に供される塩。

1) 上記の塩の輸入は次の認定を受けた者のみが輸入が可能である：

1. 消費用塩は、消費用塩製造輸入業者 (IP Garam Konsumsi) としての認定を受けた者のみが輸入可能で、製造工程で必要な原材料として消費する塩の輸入を認められるが、売買や譲渡を目的としてはならない。
2. 産業用塩は、
 - a. 産業用塩製造輸入業者 (IP Garam Industri) としての認定を受けた者が、消費用塩以外の産業で、製造工程中必要な原材料として使用する塩を輸入する事が認められるが、売買や譲渡を目的としてはならない。
 - b. 塩登録輸入業者 (IT Garam) としての認定を受けた公社(BUMN) が、自社では産業用塩の輸入が出来ない産業の需要を満たす為に、産業用塩を輸入する事が認められる。
- 2) 消費用塩の輸入に関しては、国内塩製造農家の収穫期の前 1 カ月、収穫期及びその 2 カ月後までは禁じられる。また、溶解塩の集荷地点でのトラック渡し平均価格が、農家製造塩の種類 (K1 及び K2 の価格を下回る消費用塩の輸入は禁じられる。
- 3) 政府は、毎年の消費用塩の輸入割当て量を国内生産塩の需給を考慮して決定し、その量が塩登録輸入業者に配分される。
- 4) 消費用塩製造輸入業者及び産業用塩製造輸入業者の認定手続き：
商業省外国貿易総局長宛てに、下記書類と共に申請する。
 - a. IUI/TDI コピー

- b. NPWP コピー
- c. API-P コピー
- d. 1年間の塩需要予定
- e. 工業省 Direktur Jeneral Basis Industri Manufaktur の推薦状

申請受領後 5 営業日以内に発行される。有効期間は長くとも 1 年間で、延長が可能。

- 5) 認定取得業者 IP Garam Konsumsi は毎月、IP Garam Industri/IT Garam は 3 カ月に 1 回の報告義務が有る。報告は、<http://inatrade.kemendag.go.id> を通じて為され、税関の署名スタンプが押された輸入実施管理カードのコピーを添付する。
- 6) 輸入に際しては、輸出国に於ける指定サーバイナーによる船積前検査を受けねばならない。また、その検査報告書 (LS) は輸入の際の必要書類となる。

(8) 水産物の輸入

- 1) 「インドネシア領域に搬入される水産物の品質と安全の管理に関する、2011 年海洋水産大臣規則第 15 号」(添付参照) に規定がある。規定内容の主な点は下記の通り :
 1. インドネシアへ輸入が許される水産物の使用目的が、下記に限られている
 - a. 缶詰及び寒天粉産業での製品を製造する加工場の原料として使用
 - b. 再輸出を目的とした加工場の原料として使用され、国内で販売を目的としない
 - c. Pemindangan (魚の加工法の一つ) のような伝統的な加工食品原料として
 - d. 特定の食品の栄養価の強化や増強の為
 - e. ホテル及びレストランで消費する
 - f. 近代的な市場での需要
 2. 輸入承認書の取得手続き
 - ①輸入者は下記の書類を揃えて水産物加工及び Pemasaran 総局長宛て提出する
 - a. 申請書
 - b. 水産物加工場が GMP (適正製造基準) を実施し、衛生標準作業手順 (SSOP=Standard Sanitation Operating Procedure) 及び適正衛生規範 (GHP=Good Hygiene Practices) の条件を満たしている事の証明書 (SKP)、並びに (輸入者が API-P を保有する製造者の場合は) HACCP 実施の証明書のコピー
 - c. 水産物分野に責任をもつ当該水産物が使用される州の専門部署からの推薦状
 - d. 国際獣疫事務局 (OIE) 参加国以外の国からの輸入、あるいは参加国からの新種あるいは初めての輸入の場合は、養殖水産物総局長からの輸入危険分析書類
 - ②総局長は審査チームを編成し、チームは 5 日以内に推薦か拒否かを記して、審査結果を総局長へ報告。総局長は報告書を受けてから 5 日以内に、水産物輸入承認書を発行する。
 - ③承認書の有効期間は 6 カ月。又承認書保有者は、遅くとも貨物の到着 1 日前に検疫官吏に報告する義務が有る。

なお、承認書発行の費用は無料。

3. 輸入港に制限が有り、搬入は下記の港に限定されている：

ブラワン（北スマトラ）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、タンジュンマス（中部ジャワ）、タンジュンペラック（東ジャワ）、スカルノハッタ（南スマトラ）及び全国の国際空港。

2) 輸入が禁止されている水産物

1. エビは、HS コード 0306. 13. 00. 00、0306. 23. 30. 00 が輸入禁止である。これら以外の種類については、ヘッドオンでもヘッドレスでも輸入は可能だが、輸入港は、前項同様の海港と、北スマトラのボロニア空港、ジャカルタのスカルノ・ハッタ空港、東ジャワのジュアンダ空港、南スマトラのスルタン・ハサヌディン空港に限定されている。
2. 2009 年海洋水産大臣規則第 17 号によれば、河豚、ナマズなど有毒・有害な魚は輸入禁止でされている。同規定には輸入禁止の種類の詳細が記載されている。

(9) 特定の医薬品、食品原料輸入の為の輸入承認書 (SKI)

特定の医薬品の原料、伝統医薬品の原料、健康サプリメントの原料、食品原料の輸入について、国家食品医薬品監督庁(BPOM)の輸入承認書を必要とする、規制を実施している。これは、2013 年 5 月に発効した「医薬品及び食品の輸入監視に関する、国家食品医薬品監督庁長官規則第 27 号」と、同年発効の「医薬品原料、伝統医薬品原料、健康サプリメント原料、食品原料の輸入監視に関する長官規則第 28 号」によって規定されている。それらの要点は、下記の通り：

- 1) 同法によって管理される品目が別表に記載されており、本報告書に關係すると思われる品目には、HS 番号 04 類・乳製品、13 類・植物性樹脂、15 類・動植物脂、16 類・肉魚調製品、17 類・糖類、18 類・カカオ、19 類・澱粉ミルク調製品、20 類・野菜果実調製品、21 類・各種調製品、22 類・アルコールを含む飲料の中の品目が含まれている（詳細は同法の別表中に記載の HS 番号を参照）。
- 2) 同法で管理される品目を輸入する者は、輸入承認書 (SKI=Surat Keterangan Impor) を取得せねばならない。また、その輸入承認書は 1 回の輸入に限り有効である。
 1. 輸入承認書の発行申請をしようとする者は、先ずユーザーID とパスワードを持つユーザー アカウントを取得する為に、シングル・サイン・オン方式による申請者登録をしておく必要が有る。この方式によって、BPOM と INSW (Indonesia National Single Window) へのログインアクセスが可能となる。これは、BPOM の Website、<http://www.pom.go.id> もしくは、<http://www.e-bpom.pom.go.id> を通じて行う。
また、その際に申請と共にアップロードするデータ及び必要書類は、下記の通り：
 - a. 役員署名の申請書

- b. 責任者の表明書
- c. API のコピー
- d. 商業営業許可書コピー
- e. NPWP コピー
- f. 輸入者から委任を受けた場合の公証人が証明した委任状
- g. 輸入予定の品目 HS 番号

内容が正しければ、ユーザーIDとパワードが与えられる。

2. 輸入承認書 (SKI) の取得手続き :

BPOM 長官規則第 28 号による必要書類は下記の通り :

- a. 分析証明書
- b. 材料の安全性を示すデータ・仕様
- c. 使用目的の表明書
- d. インボイス
- e. パッキングリスト
- f. BL あるいはエアウエイ BL
- g. 手続き手数料の支払い証明

加えて食品材料の場合のみ、下記書類が必要

- h. 原産国の資格有る機関が発行する衛生証明書 (Health Certificate) 或いは 自由貿易証明書 (Certificate of free sale)、必要に応じてその両方
- i. 以前輸入された食品添加物の流通報告書
- j. その他諸法規の規定に基づく証明書

(10) 包装容器の材料輸入に関する承認

インドネシアで食品加工し製造を行う者が、食品包装容器の原料を自ら輸入する事も想定して、記載しておく。

2009 年発効の「食品包装材料の輸入の監視に関する、国家食品医薬品監督庁 BPOM 長官規則 HK. 00. 05. 1. 55. 1621」で、包装容器材の輸入規制がされている。それによれば、包装容器の原材料となる化学物質を輸入する輸入者及び食品用包装容器の製造業者は、輸入の都度 BPOM 長官へ申請の上輸入の承認を取得しなければならない。輸入を認める物質 604 品目は同規則の別表として添付されている。

(11) 日本からの動物・植物生鮮食品輸入

東日本大震災の影響により、インドネシア農業大臣が「日本からの動物及び植物生鮮食品の放射能汚染に対する安全性の監視に関する規則第 20 号」を発行した。当該規定では

- 1) 日本の動物及び植物生鮮食品の輸入に際しては、日本の放射能安全所館機関が発行した、当該食品が認められる上限を超える放射性物質汚染が無い旨表明した、非放射能汚染証明書を

提示しなければならない。

対象となる食品の種類一即ち、牛乳及びその製品、肉及びその製品、トウモロコシ及び大麦の粉を含む穀類、果物及び生鮮野菜、及び各々の許可される放射能汚染の上限値が、同規則に別表として添付されている。

- 2) 当該食品の輸入は、動植物検疫官吏に報告され、搬入地での検査に委ねられる。
非放射能汚染証明書が有り、前記の条件を満たしておれば輸入が認められるが、証明書がない場合は、国家原子力庁の放射線安全及び計測技術センターの試験所(Laboratorium Pusat Teknologi Keselamatan dan Metrology Radiasi)によって試験が行われ、汚染の条件値以下の結果であれば輸入が認められる。
- 3) この規則は 2011 年 3 月 11 日以降に船積みされた当該食品に適用され、少なくとも 6 カ月に 1 回放射能の安全状態に対する評価を行う、としている。

(1 2) 検疫

動物、植物、水産物の輸入検疫については、1992 年発効の「動物・魚類・植物検疫に関する法律第 16 号」があり、その施行規則として、2000 年「動物検疫に関する政令第 82 号」、2002 年「魚類の検疫に関する政令第 15 号」及び 2002 年「植物検疫に関する政令第 14 号」が有る。検疫を受ける為には、原産地証明書、衛生証明書 (Health Certificate または、Sanitary Certificate) 等が必要となるので、原料として日本から輸入する場合は厚生労働省、水産庁、農林水産省等に、早い段階でインドネシア向け食品原料の輸出と言つて問合せすべきである。

(1 3) その他

Indonesia National Single Window (INSW) ウェブサイトの利用については既に触れたが、このサイトには、輸出入品目毎の規制・制限の内容、関税率等がインプットされており、ここにアクセスする事によって HS コード、品目名他をキーワードに、これら情報を入手する事ができる。常に今日現在の最新情報がインプットされているとは限らないが、特定の品目に関しての法規制の内容、監督官庁、手続き等の基本を知るには、有効な手段となる。

<http://www.insw.go.id> <http://eservice.insw.go.id>

〔4〕製造及び製造される商品に関する許認可等について

[A] 加工食品の種類による個別の許可

(1) 家畜管理番号(NKV=Nomor Kontrol Veteriner)

2005年、「動物由来の食品業者の家畜管理に対する免許の指針に関する農業大臣規則第381号」には、家畜由来の商品分野に於ける事業者にとって、衛生管理を実施するまでの指針が定められており、動物由来の食品事業者は家畜管理番号を取得していかなければならない、としている。

1) 動物由来の食品事業者の対象

次の事業に携わるインドネシア人個人もしくは企業

- a. 家畜動物屠殺業者 (RPH=Rumah Pemotong Hewan)
- b. 家禽屠殺業者 (RPU=Rumah Pemotong Unggas)
- c. 豚屠殺業者 (RPB=Rumah Pemotong Babi)
- d. 養鶏事業者 (鶏卵)
- e. 当該品目の輸出入業者
- f. 当該品目のディストリビューター
- g. 当該品目の中売業者
- h. 家畜由来の食品加工業者

*ディストリビューターもしくは中売業、あるいは双方共に、a. 冷蔵施設 (Cold Storage)、生肉販売店 (Meat Shop)、b. 牛乳冷却センター (Milk Cooling Center)、牛乳冷蔵倉庫、c. 鶏卵の包装・ラベリング業者を含む。

2) 家畜管理番号発行の条件

1. 家畜管理番号は、施設・設備、人員、生産・作業方法などを含む、経営全てに責任を負う事業者を対象に与えられる。また事業範囲拡大による管理番号の追加については、事業場所が同一なら家畜管理番号の変更、別の場所なら新たな家畜管理番号の発行となる
2. 家畜管理番号取得申請書類・条件等

①事務的管理書類

- a. 会社設立証書
- b. 所在地証明 (Domisili)
- c. 営業許可 (SIUP)
- d. 納税者番号 (NPWP)
- e. 妨害法許可 (HO)

②技術的要件

- a. 家畜動物屠殺業者/家禽屠殺業者および加工業者に特に条件付けられた環境管理／統制書類を保有する事
- b. 衛生管理の技術的条件を満たす建物、設備を保有すること

- c. 当該分野で経験有る技術者従業員がいること
- d. 適生衛生基準 (GHP=Good Hygienic Practices)を実施していること
- e. 適生養鶏基準 (GFP=Good Farming Practices)を実施していること
- f. 上記以外に、輸出を意図する家畜動物屠殺業者、家禽屠殺業者、豚屠殺業者及び／もしくは加工業者は、家畜動物屠殺業者にかかる SNI 規格 (SNI RPH : SNI 01-6159-1999) および家禽屠殺業者にかかる SNI 規格 (SNI RPU : SNI 01-6160-1999) を満たさねばならない。

3. 家畜管理番号取得手続・手順

- ①申請は、上記の諸資料を添えて州の当該衛生管理を担当する部署の長宛てに提出され、申請受領後 30 日以内に、州知事の代理として所轄長の指名する家畜管理番号監査チームによる条件審査が行われる。条件が満たされておれば、7 日以内に事業場所で検査を行う旨通知され、大臣規則 381 号の添付—I に記載の規定指針にもとづいて、監査チームが監査チェックリストに従って評価を行う
- ②21 日以内に監査チームが州の所轄長に対して監査報告書と推薦状を発行する。所轄長は推薦状に基づいて、21 日以内に同法添付—II の書式による証明書と、添付—I 的説明書を申請者に発行し、そのコピーを発行から 14 日以内に家畜総局長宛てに提出する。有効期間は、条件を満たしていれば、生産工程を続ける間有効。

4. また、家畜管理番号の発行後も州の監査チームによる監査が有り、評価結果は所轄長宛て報告される

3) 家畜管理番号取得事業者の義務

家畜管理番号を取得した後は、その番号を肉ならスタンプを直接押すかラベルを包装に貼り、卵なら殻にスタンプを押すか包装にラベルを貼り、牛乳なら包装にラベルを貼る義務が有る。番号の書き方については同法の添付—IV を参照のこと。

(2) 有機加工食品証明

食品を、有機加工食品と表明して流通させる事を目的に生産する者、あるいはインドネシア領域に搬入させる者は、2008 年発効の「有機加工食品の監督に関する国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 長官規則 No. HK. 00. 06. 52. 0100」の規定に従わねばならない。

同規則の主な内容は下記の通り：

- 1) 有機加工食品は、特定の方法・手段によって有機生鮮食品から作った加工食品であり、その有機生鮮食品は、インドネシアの所管庁が認定した機関が発行した証明書で証明されねばならない、とされている。またこれがインドネシア国領域外から輸入される場合は、原産国の所管庁発行の証明書で、インドネシアの所管庁が有効と認めたもので立証されねばならない。
- 2) 有機食品は、有機食品材料が水と塩を除いた総重量或いは容積の少なくとも 95% 含まねばならない（有機食品材料以外の材料は、最高 5%まで）とし、使用が容認される添加物及

び他材料が同規則の添付に示されている。

3) また同規則には、有機食品としての全ての条件を満たした加工食品は、インドネシアの有機ロゴをラベルと広告に使用することが可能となる。

ラベルについては、2007 年の農業省・有機食品庁(OKPO=Otorita Kompeten Pangan Organik)が発行した「有機食品のラベルに関する一般指針」に、ロゴやマークを含めて詳細な説明が記されている。

4) 有機食品の証明書を発行する機関 (LSO=Lembaga Sertifikasi Organik)は、後述する国家認証委員会 (KAN)或いは前記の農業省・有機食品庁から認定を受けた機関で、農業省・有機食品庁の WEB からも検索可能。

各認証機関は、有機食品システムに関する SNI 01-6729-2002 に従って審査・監査を行った上で証明書を発行する。

(3) 放射線照射食品

放射線照射食品の取り扱いについては、2009 年発効の「放射線照射食品に関する保健大臣規則 701 号」(添付参照) に規定がある。

1) 同規則には、食品放射線照射とは、腐敗の防止、病原体の排除、発芽の抑制等の為に、放射性元素或いは促進剤を使用して食品に照射する手法であるとし、インドネシアで流通する照射食品は、次のような条件を満たさねばならないと定めている：

1. 照射が許される食品の種類、照射の目的、食品の種類毎の食品に吸収されるイオン放射能エネルギー量の限度が、同規則の添付—I に示されている。
2. 特定の目的以外には、既に放射線が照射された食品に再度照射する事は禁じられている。
特定の目的とは：
 - a. 1 kGy (キログレイ) より低い量で照射されものに他の技術的目的の為に照射される場合
 - b. 既に照射された材料の含有量が 5% より少ない場合
 - c. 求める効果を得る為に必要な最高限度の放射線量を、一定の技術目的を達する為に複数回照射する場合を指す。
3. 放射線照射の過程で包装を使用する場合は、許可された包装材質でなければならず、同法の添付—II に記載されている。
4. 放射線照射は、原子力監督局 (Badan Pengawas Tenaga Nuklir=BAPETEN) の原子力使用許可を得た照射設備でのみ実施出来る。又、その設備は BPOM 長官によって規定された適正食品放射線照射基準に基づかねばならない。
5. 照射設備の責任者は、食品のバッチ毎に食品の種類・量・バッチ番号、放射性物質の種類・量、BAPETEN の使用許可番号等などを記録し、定期的に BPOM 長官に提出すると同時に、短くとも 5 年間保管する義務が有る。

- 2) 放射線照射食品がインドネシア領域に搬入あるいは搬出される場合は、関連する食品バッチ毎に有効な放射線照射証明書が伴っていなければならない。
証明書は、インドネシア内で放射線照射を行う場合は、申請と前記記録に基づいて BPOM 長官が発行する。また、外国から搬入される場合は、原産国において権限の有る団体・機関が発行した証明書が必要。
- 3) インドネシア国内で包装され流通する放射線照射食品は、ラベルに次のものを盛り込む必要がある。
- a. ”PANGAN IRADIASI (放射線照射食品)” と記載
 - b. 照射の目的を記載
 - c. 再度放射線照射をしてはならない場合は、”TIDAK BOLEH DIIRADIASI ULANG (再照射を禁ずる)” と記載
 - d. 食品を自ら生産した者が照射をしない場合は、照射を実施した者の名前と住所を記載
 - e. 放射線照射の実施年月日
 - f. 照射の実施場所の国名を記載
 - g. ロゴを記載 (同法に記載)

(4) 遺伝子組換え食品

2012 年に、「遺伝子組換え食品の安全検査指針に関する、国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 03. 12. 1563」及び「遺伝子組換え食品のラベル監視に関する、同長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 12. 1564」(添付参照) が、同日発効になっている。これらの規定の要点は下記の通り：

1) 遺伝子組換え食品の安全検査指針

1. 定義と条件

遺伝子組換え食品 (PRG) とは、遺伝子組換えプロセスによって作られた原材料、食品添加物、或いはその他の材料を使用した食品であり、インドネシア国内での流通を目的とする国内・海外の遺伝子組換え食品は、検査を受けねばならない。その為、食品の安全条件を満たす事の説明として、遺伝子組換えの方法、通常の食品との比較に於ける栄養、有毒化合物やアレルギーの発生成分、炭水化物・たんぱく質・脂肪・アミノ酸・脂肪酸等などの含有成分などの基本情報を提供せねばならない。

2. BPOM 長官の流通許可取得の手続き

①所定の書式に従い BPOM 長官宛てに、遺伝子組換え食品安全検査申請書、および本規則に記載の指示に従って質問項目に回答しデータを揃えて提出する。この際上記の詳細情報が必要。

②申請書類が完備されていれば、14 日 (暦日) 以内に BPOM 長官は、遺伝子組換え生産物

生命安全委員会 (Komisi Keamanan Hayati PRG=KKH) に対して PRG 食品安全検査の実施を依頼する。遺伝子組換え生産物生命安全委員会は遺伝子組換え生命安全技術チーム (Tim Teknis Keamanan Hayati PRG=TTKH) に対して書類の検査と必要な場合はテストの業務を委任する。遺伝子組換え生命安全技術チームは委任を受けてから 56 日以内に書類検査を行い、その結果を踏まえて 7 日以内に遺伝子組換え生産物生命安全委員会に対して推薦状作成の材料を提供する。

③遺伝子組換え食品 は 15 日以内にその技術検査結果を生命安全情報収集・調整機関 BKKH (KKH と関係職員との仲介の機能を果たす機関) に提出し、BKKH は遺伝子組換え生命安全技術チームの技術検査の結果の過程と概略を一般社会に知らしめる機会を与える為に、容易にアクセス出来る場所に 60 日間公表する。公表期間満了後 BKKH は KKH 委員長に対して 7 日以内に、一般の理解について報告をする。

④KKH 委員長は 14 日以内に BPOM 長官宛てに推薦状を発行するが、発行に当って KKH 委員長は推薦の提案と一般からの干渉を注視し、BPOM 長官に対して当該 PRG 食品が安全か否かの勧告をする。検査に合格した遺伝子組換食品に対しては、遺伝子組換え生産物生命安全委員会から食品の安全検査結果の証明と推薦状が発行される。

⑤その推薦状に基づいて、BPOM 長官が所定の書式に従って、当該遺伝子組換食品が安全に消費が可能と明記された流通許可を発行する。

なお、遺伝子組換え生産物生命安全委員会 (遺伝子組換え生命安全技術チーム) による検査に際しては、検査の対象となる遺伝子組み換え食品の必要な遺伝子換え関連情報が不足と認められた場合には、追加の検査施設でのテスト結果や新たなデータの提出が求められる。

2) 遺伝子組換え食品のラベル

前述のとおり、安全の証明と流通の許可に関する BPOM 長官の決定を取得し、BPOM へ登録 (後述する) された遺伝子組換え生産物生命安全委員会食品には、" PANGAN PRODUK REKAYASA GENETIK" (遺伝子組換え食品) と記載したラベルを貼付しなければならない。

(5) 食品添加物 (BTP=Bahan Tambahan Pangan)

1) 2004 年発効の「食品の安全、品質及び栄養に関する政令第 28 号」第 10 条～13 条には、食品添加物について次の様に規定している：

1. 流通を目的として食品を生産する者は、使用を許可されている食品添加物を使用し、禁じられている食品添加物はいかなる材料も使用してはならない。
2. 食品添加物として使用を予定しているものの、人体に影響を与えるか否か不明な材料については、安全性を調査し国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 長官の許可を取得した後に、生産工程の中で使用し、流通が許される。国家食品医薬品監督庁長官の許可の条件や手続きは国家食品医薬品監督庁長官が定める。

2) 2012 年「食品添加剤に関する保健大臣規則第 033 号」の規定内容の主な点は次の通り :

1. 使用が認められている食品添加物

①食品添加物を 25 のグループに分類し、それぞれのグループに属する食品添加物の種類が別表に添付されている。またそれらグループは保健大臣によって追加されることがあり、それぞれのグループに属する食品添加剤の種類は、国家食品医薬品監督庁長官が増減することができる。

②食品添加物の使用は、種類毎の使用限度量の範囲内でのみ可能とし、食品添加物の種類と使用限度量が、別途 2013 年国家食品医薬品監督庁長官規則第 4 号など、グループ毎に規則として公布されている。

2. 使用が禁じられている食品添加物

国家食品医薬品監督庁長官が定める添加物が、19 品目あり、同規定の別表に掲げられている。

2. 国内で製造されたり輸入されたりする食品添加物は、インドネシア食品コーデックス他の規格と条件を満たさねばならないとし、国内で流通するに際しては、国家食品医薬品監督庁長官の流通許可を取得しなければならない、としている。

3) 保健大臣規則第 33 号には、食品添加物を使用した食品のラベルについても規定している。それによれば ;

1. ラベルには前記の食品添加物のグループを記載せねばならない。

2. 添加物のグループによって、ラベルに次のような表記をしなければならない :

①酸化防止剤、甘味料、防腐剤、着色料、香味増強剤には、食品添加物の種類名、人工着色料インデックス番号を表記

②人工甘味料を含む食品には「人工甘味料含有。5 才以下の幼児、妊婦、授乳する母親には消費しない事を勧める」との表記。

③糖尿病患者あるいは人工甘味料を使用した低カロリー食品には「糖尿病患者あるいは低カロリー食を必要とする人用」と表記

④アスパルテーム人工甘味料を使用した加工食品には「フェニル・アラミン含有。フェニルケトン患者には不適当」

⑤オリオール甘味料を使用した加工食品には「過剰な消費の場合下剤作用が有る」と表記

⑥砂糖及び人工甘味料を使用した加工食品には「砂糖及び人工甘味料使用」と表記

⑦香料を含む加工食品には、香料の分類を表記

⑧キャリーオーバーを含む加工食品には、その食品添加物を含む材料の後に、キャリーオーバーと表記

4) 許可取得の申請を必要とする食品添加物

前記の添付リストに記載の無い添加物、及び使用を認められる品目として記載されているが使用目的が異なる添加物を使用する場合には、食品医薬品監督総局長（現・国家食品医薬品監督庁）からの許可を取得しなければならない。1991 年発効の「食品添加物使用に関する

食品医薬品監督総局長決定第 02592 号」によれば、該当する添加物については、同総局長に對して申請書、添加物のサンプル、ラベルのサンプルと共に、所定の書式に説明記載の上、許可申請をする義務が有る。

申請内容については、総局長に任命された評価チームが評価を行い、その結果に基づいて食料・飲料監督局長が総局長の代理で決定を下す。許可の決定は同総局長決定の添付書式 BTM 9 に従って発行される、と定めている。

(6) 人口甘味料

前記の食品添加物に関する法令とは別に、人口甘味料の使用に関しては、2004 年 10 月に、「食品に使う食品添加物・人口甘味料の使用条件に関する国家食品医薬品監督庁長官決定 No. HK. 00. 05. 5. 1. 4547」が発効している。その主な規定内容は下記の通りである：

1) 使用が許可される人口甘味料

一定の量で食品に添加する事を許可する人口甘味料は 13 種類で、同決定書の別表に列記し、条件が記載されている。人口甘味料は、単独或いは併用して低カロリー食品及び糖分無添加食品に使用する事が出来る。低カロリー食品とは、1 食最低 40 キロカロリー以下の食品で、糖分無添加食品とは、糖分を加えずに加工されたり、加工の工程で糖分含有量の増加が認められない食品である。使用が許可された人口甘味料は、同決定書添付に記載した使用限度量の範囲内で、糖尿病患者やダイエットを行う人にも一般的に消費可能である。

2) 許可の取得義務

1. 同決定書添付に列記していない人口甘味料を使用する場合は、国家食品医薬品監督庁長官の許可を取得せねばならない。
2. 人口甘味料は、乳児、5 歳以下の幼児、妊婦、授乳する母親等が消費する特定の加工食品に使用する事は禁じられている。

3) ラベルに関する規定

1. 人口甘味料を使用した食品は、ラベルに人口甘味料の種類・量を記載せねばならない。
2. タブレット、グラニュール、粉、結晶、液体等、直ぐに使える形状の人口甘味料の場合は、次の事項をラベルに表示しなければならない：
 - a. 人口甘味料の名前
 - b. 含有量を、タブレットの場合はミリグラムで、グラニューや粉の場合は一回の使用包装当たりのミリグラムで表示
 - c. 必要な場合は、一生健康に害を及ぼさない範囲の 1 日に消費して良い体重 1 キロ当たりの限度量ミリグラム (ADI=Acceptable Daily Intake) を表示
 - d. 料理の食材として使用してはならない旨、注意書をする
3. 食品、飲料等がアスパルテームを使用している場合は、ラベルにはっきりと「フェニル

ケトン：フェニル・アラミンを含有」と注意書きする義務が有る

4. 食品、飲料等が使用している人工甘味料が、ラクティートルなら1日20グラム以上、マンニートルなら20グラム以上、ソルビトルなら50グラム以上消費する事が明白な場合は、ラベルにはつきりと「過剰に摂取すると下痢の原因となる」と注意書きする義務が有る。
5. 下記事項をラベルに記載しても良い：
 - a. 虫歯の原因にはならない
 - b. 前述前記1)の条件を満たす場合は、低カロリー食品、糖分無添加食品
 - c. 前述前記1)の条件を満たす場合は、糖尿病患者用、或いは他の表明

(7) キトサン使用の条件

キトサンに関しては、最近様々な食品に使用されていながら、防腐剤としての添加物には分類されておらず、食品への使用を管理する必要が有るとして、2007年8月に、「食品中におけるキトサンの使用に関する、国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官決定第HK.00.05.52.6581」が発効している。その主な内容は下記の通りである：

- ・キトサンは、100万ダルトン以上の微粒子重量を持つグルコサミン及びアセチール・グルコサミン5,000個以上から成る多糖類（Polysaccharide）である。
- ・キトサンは、食品中における防腐剤としての食品添加物には分類されず、食品中に使用出来、食品の原料としてのみ使用出来る。
- ・キトサンは、ラベルには成分としてのみ記載出来るが、機能的要素としては働く、食品に含有するキトサンが栄養や健康の価値を主張する事は出来ない。
- ・同決定書には、流通するキトサンが満たすべき仕様条件が列記されている。

(8) 残留農薬の規制値

農水産物の残留農薬の規制値については、1996年発効の「農業生産物の残留農薬規制値に関する、保健大臣及び農業大臣合同決定第881号／711号」が有り、別表に農薬が列記され、対象とする食品毎の残留量の上限数値が記載されている。同決定書の主な規定内容は下記の通り：

1. 農業生産物には、農作、菜園、家畜、漁業、果樹園の生産物を含む。
直接消費するか否かに関わらずこれら生産物の残留農薬の上限規制値は別表に記載しており、国内産か海外産かを問わずインドネシアに流通する農業生産物はこの上限規制値を超える残留農薬を含んでいてはならない。
2. 農業生産物の残留農薬の分析は、保健大臣もしくは農業大臣が指定する試験場で実施される。

(9) 細菌・化学汚染規制

食品中の細菌や化学物質による汚染の規制については、2009年10月に「食品中の細菌・化学

汚染上限規制値の決定に関する国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 06. 1. 52. 4011」が有る。主な内容は下記の通りである：

1. 本規則が対象とするのは、細菌・微生物汚染、及び化学汚染で、化学汚染には重金属、マイコトキシン、及び他の化学汚染を含む。
2. 汚染の種類、及び食品汚染の上限規制値は本規則の別表に記載されている。別表には、
 - A. 細菌・微生物
 - B. 重金属
 - C. マイコトキシン
 - D. 化学物質に分類別記され、121種類の食品毎に汚染の種類と上限規制値が記載されている。
3. 生産や輸入によりインドネシア領域で流通する食品は、食品の安全、品質、栄養の条件を満たし、人間の健康を害したり危険を及ぼす生物・化学・その他の汚染による危険の可能性から食品を守る為に食品の安全条件を満たさねばならない、として、国家食品医薬品監督庁長官が製品の流通の前評価 (pre-market evaluation) 及び流通後の監視 (post-market control) を行うとしている。
更に、違反者に対しては、流通許可の取消し、あるいは刑事的制裁も課すと規定している。

(10) 宗教上の制限に関する食品の説明表示、ハラル認証制度

- 1) 本来イスラム教においては、次の様な動物や生物を原料としたり、含有したり、由来するものを口にする事を禁じている：
 - a. 豚、犬、及び豚と犬の混血
 - b. 死骸。イスラム教で定める屠殺方法に依らない殺し方で死んだ動物を含む。但し魚とバッタ（イナゴ）を除く
 - c. ミミズ、シラミ、ヒルおよびそれらと同類思われる、食べると吐き気をもよおす汚れた生物
 - d. 牙をもつ動物
 - e. 爪をもち、跳びかかって獲物を喰らう動物
 - f. ミツバチ、蛙、蟻の様な、イスラム教で殺す事が禁じられている動物
 - g. 未だ生きているハラルの動物を切った肉
 - h. 有毒で、食べると危険な動物
 - i. 亀、ワニ、大トカゲの様な二つの世界（水・陸）に生きる動物
 - j. 血液、尿、排泄物、胎盤

国民の90%近くがイスラム教徒である事を背景に、インドネシアには特定の食品の流通に関する法的な規制が有る。2010年発効の「医薬品・伝統医薬品・食品サプリメント・食品のマーク／ラベルへの、特定材料の由来・アルコールの含有・消費期限の情報表示に関する国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166」では次の様に規定している。

2) 特定の材料について :

1. 特定の材料とは、それ自体か混在状態か加工製品かそれの遺伝を受けたものかを問わず、動物が元になっているか含有しているか由来している材料で、ゼラチン、グリセリン、酵素、コラーゲン、胎盤、血液エキス等など（条文参照）の形態のもの。
2. 特定の材料を含有する医薬品、伝統医薬品、食品サプリメント、食品は、マーク／ラベルにその旨表示する義務が有るとし、食品に豚に由来する材料を含む場合は、はっきりと赤色の四角い枠の中に赤字で“MENGANDUNG BABI (豚を含む) の文字に続けて赤色の豚の絵”を表示しなければならない。
3. 特定の材料あるいはそれを含有する製品が、他の権限有る機関の証明書を取得している場合は、証明書の説明をマーク／ラベルに記載しなければならない。
4. アルコールを含む医薬品、伝統医薬品、食品サプリメント、食品は、マーク／ラベルにアルコールの含有量を%で表示する義務が有る。
5. 当該品目の消費期限（年及び月）をマーク／ラベルに表示しなければならないとし、食品の場合、保存期間が3ヵ月以内の場合は年、月及び日の表示が義務付けられている。

3) 前述の政府が法に基づいて定めた基準とは別に、宗教機関が定めた任意的な規格に基づくハラル認証制度があり、法的な拘束力は無いものの、実態としては食品を製造したり輸入する者にとって当該認証を取得する事は避けて通れない。

1. ハラル(Halal)認証書とは、対象となる製品がイスラム法 (syari' at Islam)に適合している事を表明した、イスラム指導者会議 (MUI=Majelis Ulama Indonesia)が発行する書面による決定(Fatwa)で、有効期間は2年間である。但し、肉類を輸出する場合には船積毎にハラル証明が発行される。

この証明書は、包装食品製品に HALAL LABEL を記載する許可を得る為の条件となる。

2. ハラル認証手続き

ここでは、3つの申請カテゴリー（食品加工業、レストラン・ケータリング・屠殺業）の内、食品加工業について記す。

①食品加工製造業者は、申請に先立ってハラル保証システム (SJH=Sistem Jaminan Halal) を準備しなければならない。システムの作成については、MUI 食品・医薬品及び化粧品検査機関 (LPPOM MUI=Lembaga Pengkajian Pangan, Obat-Obatan dan Kosmetika-Majelis Ulama Indonesia)が案内書を発行している。

会社は、ハラル生産実施の保証に責任を負う、個人もしくはチームによる内部ハラル監査人を正式に任命する。監査人は、LPPOM-MUI から事前予告無しに検査に来る場合の資料に署名する義務が有る。又ハラル保証システムの実施に関して、6ヵ月毎に内部監査報告書を作成しなければならない。

②証明書取得手続き手順 :

- a. 申請者は加工製造する全ての製品及び製造場所のリストを作成し、申請書と共に企業、製品の種類と名前、使用原料の情報を書式に記載し、その他必要資料と共に LPPOM-MUI

に提出する。

- b. LPPOM-MUI は書類審査をした後、予め日程を知らせた上で、生産工程中に製造現場での検査を行う。
- c. 現場検査結果と、必要な場合の試験場でのテスト結果が LPPOM-MUI 監査会議で審査され、その報告書が委員会会議に送られ、ハラル規格に適合していると決定された 後に、証明書が発行される。

有効期間は 2 年間。期間の延長は期限 3 カ月前に LPPOM-MUI に申請する必要がある。

詳しくは、LPPOM-MUI 事務局へ問い合わせると良い：

Gedung Majelis Ulama Indonesia.

Jl. Proklamasi No. 51 Menteng Jakarta Pusat

Tel: (021) 391 8890 Fax : (021) 391 8915

3. 日本でのハラル認証取得

日本から食品加工用の原材料をインドネシアへ持ち込む事を想定した場合、その材料に対するハラル認証は、原則的に日本で取得する事ができる。上述の MUI は、日本で取得したハラル認証が MUI に認められるとして、認証発行機関、日本ムスリム協会（東京）及びイスラミックセンター・ジャパン（東京）を紹介している。

これら団体での認証申請手続については、直接機関に問い合わせるのが良いが、日本に於いても、基本的には対象となる原材料や製造工程のみならず、企業内部にハラルを管理する部門が有るか否か、製造部門についても、ハラルを必要とするものとそれ以外を明確に分離しているか、等が問われるという。

（1 1）乳幼児用調整（調合）乳の製造管理

2009 年に「乳幼児用調整乳及び特別医療の為の乳幼児調整乳の監視に関する国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 1. 52. 3920」が公布され、当該製品を製造する者が満たすべき技術的条件が示されている。また同時に、製造者は HACCP を実施し、国家食品医薬品監督庁による設備の検査記録、もしくは国内あるいは海外の認定された機関が発行した証明で立証せねばならない、としている。

更に、2011 年には、「粉状の乳幼児用調整乳の適正製造方法指針に関する国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 12. 11. 10720」が施行され、当該製品製造に関連した建物・設備、工程の監視・管理、生産設備の手入れと衛生、従業員の衛生、運搬、製品情報と消費者教育、試験所、記録と資料についての基準を示している。

（1 2）インドネシア国家規格（SNI=Standar Nasional Indonesia）の認証取得

インドネシアに国家規格 が有り、この規格の遵守が義務付けられている製品については、SNI 証使用製品証明書を取得し、流通に際してはそれを製品に付けていなければならない。

注：国家規格 SNI は、物や製品だけではなく、役務や工程、システム、人的資源も対象とな

っている（工場建築の項参照）。この項では製品（加工食品）について記する。

1) SNI と関連機関の概要

1. SNI は、2000 年 11 月発効の「国家規格に関するインドネシア共和国政令第 102 号」に基づき、規格標準化を確立する為に、大統領を補佐する立場の非省政府機関である国家標準化庁 (BSN=Badan Standardisasi Nasional) によって決定され所管される。そして国家標準化システム及び指針は、国家標準化庁によって作成し決定される。
2. 国家標準化庁事務局によって組織的に支えられ、認定と認証システムを定めるに当って、国家標準化庁に見解や提案を与える仕事を担うのが、国家認証委員会 (KAN=Komite Akreditasi Nasional) である。

2) SNI の運用・証明書の取得

1. 基本的に、国家規格 SNI は、事業者が自主的に活用する性質のものであるが、政令では、国民の安全や健康、環境、経済等の面からの重要性を勘案して、各政府機関が SNI 規格の一部または全部を義務化する事も出来るとしている。
食品関連で言えば、食品原料用としての小麦粉 (HS 番号 1101.00.10.00) は、2011 年工業大臣規則第 35 号によって SNI 3751-2009 の適用を義務付けられている。また、粉力カオ (HS 番号 1805.00.00.00) は 2010 年工業大臣規則第 60 号によって SNI 3747-2009 の適用を義務付けている。
2. 規格の遵守が義務付けられている製品に対しては、SNI 証使用製品証明書 (SPPT-SNI=Sertifikat Produk Penggunaan Tanda SNI) を取得し、製品の包装かラベルに付けねばならない。それは、国内で生産されたか輸入されたかを問わない。
3. SPPT-SNI は、工業省の製品認証機関 (LSPro-Pustan=Lembaga Sertifikasi Produk Pusat Standarisasi) の他、国家認証委員会が認定した機関が発行する。

3) SPPT-SNI 取得手続き・手順

1. アクセス

①先ず対象となる品目が、既に SNI 規格としての分類番号と連番を持った品目か否かを知る必要がある。それには国家標準化庁の Website (<http://tbt.bsn.go.id/>) から、SNI リストをチェックするのが良い。リストは、SNI 番号、品目分類名（イ語・英語）、技術委員会整理番号 (PT/SPT)、国際規格分類 (ICS=International Classification Standards) 番号で分類されている。例えば、食品関連であれば、ICS 分類番号 67 (食品技術) の枝番号 67-04 の中に 食品・飲料 70 品目が列記されている。また、食品添加物や汚染の規制上限値等に関しては、67-02 に分類されている。

このリストの中に、対象品目や事項と合致したものが有れば、SPPT-SNI が発行可能ということになる。

②次に、同じく前記の国家標準化庁の Website から導き出した認証機関 (Lembaga Sertifikasi) のリストから、製品認証機関 (LSPro) をピックアップして、そのどこかにコ

ンタクトして認証を申請する。

2. 取得の手順。LSPro-Pustan の説明による手順は、下記の通りである：

①所定の書式による製品証明申請書に加えて、下記の書類を提出する：

- a. 前記の KAN が認定した認証機関 (LSSM=Lembaga Sertifikasi Sistem Mutu) が発行した品質管理システム証明書 SNI ISO 9001:2008 もしくは LSSM 発行の同等のもの。輸入品の場合は、国家認証委員会との間に Mutual Recognition Arrangement/MRA) を締結している原産国の認定機関が認定した認証機関 (LSSM) が発行した証明書。
- b. あるいは品質管理システムの条件に従っている旨の表明書
この書類チェックに掛かる時間は 1、2 日程度

②品質管理システムの監査・査定

- a. 第 1 段階：書類審査
- b. 生産現場での監査：申請内容と照らした実地検査
所要時間は最低 5 日

③サンプル検査

サンプル採取官 (PPC) によってサンプルが採取され、国家認証委員会が認定した試験所／検査機関で検査が行われる。輸入品の場合は、試験所認定機関・認定制度の国際機構である ILAC および APLAC に加盟している原産国の国家認定機関が認定した試験所／検査機関で行われる。また、メーカー自身の試験所が利用される場合は、検査官の立会が必要である。サンプルには試験用サンプルのラベル (LCU) が付けられ封印される。検査には 20 日程度を要する。

④サンプル評価

⑤資料データ及びサンプル試験の結果を基に、工業省 LSPro Pustan・SPPT SNI 審査パネル会議が行われる。会議は 1 日で済むが準備に 7 日程掛かる。

全ての条件が満たされ、会議の決定がなされると、4 日程の間に SPPT SNI が発行される。証明の有効期間は 4 年間。

3. 取得費用

2011 年政府規則第 47 号に規定された SNI 費用の料金表の内容は、次ページの通り：

1	国 内		
	a. 申請	申請当たり	500,000
	b. 第1段階監査査定官費用		
	1. 一般品目	申請当たり	1,000,000
	2. 特殊品目		2,000,000
	c. 第2段階監査査定官費用		
	1) 査定官リーダー		2,000,000
	2) 差定官		1,500,000
	3) 専門家	1人／1日当たり	1,500,000
	4) サンプル採取 PPC (SPPT-SNI)		1,000,000
	5) 出張費用		200,000
	d. 認証審査		
	1) 技術委員会	申請当たり	300,000
	2) 審査委員会		1,000,000
	3) 認証審査	SNI当たり	2,000,000
2	海 外		
	a. 申請	申請当たり	1,350,000
	b. 第1段階監査差定官費用		
	1) 一般品目	申請当たり	1,800,000
	2) 特殊品目		3,600,000
	c. 第2段階監査査定官費用		
	1) 査定官リーダー		5,400,000
	2) 査定官		4,050,000
	3) 専門官	1日1人当たり	3,600,000
	4) サンプル採取官 (PPC) (SPPT-SNI)		2,700,000
	5) 出張費用		1,800,000
	d. 認証審査		
	1) 技術委員会	申請当たり	1,125,000
	2) 審査委員会		1,575,000
	3) 認証審査	SNI当たり	1,800,000

[B] 全般に関係する登録・許可

(1) 商標登録

根拠法は 2001 年発効の「商標に関する法律第 15 号」、管掌政府機関は法務人権省・知的財産権総局である。

1) 出願・登録手順

商標登録の出願方法には、

- a. 直接知的財産権総局へ申請する
 - b. 法務人権省の地方局経由申請する
 - c. 知的財産権総局へ登録されたコンサルタントに申請を法的に委任する
- の 3 通り有るが、手続きの基本概略は下記の通りである：

1. 知的財産総局のカスタマー・サービスに、記入済の指定フォームと共に必要書類を一式提示し、出願書類の不備の有無のチェックを受ける。問題なければ、指定の銀行で手数料を納付し、振込証明書を入手。
2. 指定出願申請書フォームに記入し、申請を行う。申請はインドネシア語で行う。代理人に委任して申請を行う場合は委任状、会社設立証書、出願フォームに貼った商標、出願者居住証明書などの他に、手数料振込証明書を添付。
- 出願者が海外に居住する場合は、インドネシアに居住する委任者を通じて申請しなければならない。
3. 優先権を主張する場合は、パリ条約の同盟国或いは世界貿易機関(WTO)加盟国で出願した最初の商標登録出願の受領の日から、遅くとも 6 カ月以内に申請しなければならない。またその最初の出願を示す書類をそろえ、インドネシア語に翻訳せねばならない。
4. 申請書類正式受領後遅くとも 30 営業日以内に、総局は本質的な審査を行い、遅くとも 9 カ月で終了する。登録が認められると判断された場合、10 日以内に官報に公表される。公表期間は 3 ヶ月間。
5. 公表後に異議申し立てがある場合は、総局は 14 日以内に出願者へ通知し、出願者がそれに反論する場合は、異議申し立ての日から 2 カ月以内に異議申し立てに対抗する旨文書で提出し、総局が調査を行う。

異議申し立てが無い場合、3 カ月の公表期間満了日から 30 日以内に、登録証明書が発行される。登録商標は登録から 10 年間保護され、延長も可能。

2) 手数料

- ・ 3 種類以内の商標登録出願・・・出願当たり 60 万ルピア (Collective でも同様)
- ・ 3 種類以上の追加登録出願・・・出願当たり 5 万ルピア
- ・ 期間の延長申請 ・・・ 出願当たり 100 万～200 万ルピア
- ・ 証明書発行 ・・・ 証明書当たり 10 万ルピア
- ・ 商標の公表記録 ・・・ 出願当たり 30 万～50 万ルピア

その他詳細は知的財産総局ウェブ参照 <http://www.dgip.go.id/merek/tarif-biaya-merek>

(2) HACCP の認証

[1] – [6] で触れた HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、食品を製造する際、工程上の危害要因 (Hazard) を科学的に分析して、それを最も効率良く管理出来る点を連続的に管理して安全を確保する管理手法で、12 の手順と 7 つの原則から成る。日本では「危害分析重要管理点」と訳されている、国際的に広く採用されている手法だが、インドネシアにおいては、インドネシア国家規格 (SNI) と同様、国家標準化庁 (BSN) が所管し、国家認証委員会 (KAN) が認定した認証機関 (LSSHACCP=Lembaga Sertifikasi Sistem HACCP) が、申請企業の監査を行った上で証明書を発行する。その際根拠としているのは、国際コード Recommended International Code of Practice General Principle of Food Hygiene, CAC/RCP 1-1969. Rev4 (2003) だが、同基準のインドネシア語訳である SNI CAC/RCP1:2011 が SNI 国家規格として採用されている。

1) HACCP 監査・認証の対象

下記 17 の食品製造業が LSSHACCP の監査・認証の対象となっている。

1. カカオ、コーヒー、茶及びその加工品
2. 砂糖、蜂蜜及びその加工品
3. 脂肪、油及びその加工品
4. 果物、野菜及びその加工品
5. 飲料水及びその製品、飲料
6. 水産物及びその加工品
7. 肉及びその加工品
8. 家禽及びその加工品
9. 穀類、種子、根菜及びその加工品
10. 牛乳及びその加工品
11. 補助食品、添加物 (BTP)
12. ファースト・フードの食品製品
13. 特殊目的の食品製品
14. 香辛料、薬草類及びその加工品、調味料
15. 塩
16. 皮、骨、内臓及び皮の加工品
17. その他

2) 証明書取得手続き・手順

前述の SNI 証使用製品証明書 (SPPT SNI) と同様、HACCP 証明機関 (LSSHACCP) に申請する事になるが、本来 HACCP は食品の安全を確保する為の自主管理手法であり、内部監査によってそれを維持する事の他に、認証は、自社の HACCP システムがシステムとしてきちんと機能しているかを独立した第三者の目でチェックしてもらう事に他ならない。

その手続・監査の工程は次のようなものである：

1. 申請者は、申請に伴い、生産工程管理システム評価をする為の基本的な情報を証明機関 LSSHACCP に提供し、証明発行の scope of work を決定する。それを基に LSSHACCP は、監査費用を含めた両者間の契約書を提示し、合意の上で調印した後、顧客は GMP(適正製造基準)の手順、衛生手順等を含む、自社の HACCP システムガイドラインを LSSHACCP に提供する。
2. LSSHACCP は先ず生産現場を訪問し、HACCP 基準と申請者が実施している基準とのギャップや診断分析を見る。
3. 申請者の HACCP システムの評価が、少なくとも次の 2 段階で行われる。
 - a. 初期監査：書類審査と、顧客が実施している HACCP システムのレベルのテスト
 - b. 認証監査：既に作成した書類上のシステムと HACCP 認証申請の scope of work を基に、HACCP の実施効果を評価する為の包括的な監査
4. HACCP システム実施の scope of work と顧客から提示された基準に基づいて、LSSHACCP が証明書を発行する。証明書は 3 年間有効で、その間 LSSHACCP は評価のレベルを維持する為の監視監査を行う。また、3 年毎に全体的な認証監査を行う。
5. 認証にかかる期間と費用は、対象となる品目の種類、工場の立地場所、製造工程や設備等、申請会社の状態によって、まちまちである。日本でのケースも参考にしながら、実際に認定機関に見積を依頼するべきである。

(3) GMP／CPMB の認証

適正製造基準 (GMP) の内容については既に触れたが、適正製造基準は医薬品、食品、化粧品のように、高いレベルの規格を満たす製品を生産する為の基本的なシステムであり、採用されるケースは多いものの、ISO などのような正式な統一国際規格は無く、個々に独自の基準・規格として採用されている。インドネシアにおいては、製品の種類に応じて国家食品医薬品監督庁 BPOM によって基準が定められており、食品に関しては、「適正な食品製造方法 (CPMB=Cara Produksi Makanan yang Baik)」が、GMP として採用され、SNI や HACCP と同様に、国家認証委員会が認定した認証機関が証明書を発行している。

一般的に使用されている基準は、CFR (code of federal regulation) の Title 21 part 110 の Good Manufacturing Practices である。

認証機関は、HACCP とほぼ同様の監査を行い、システムの欠陥を改善した時点で証明書を発行する。

証明発行までの期間と費用については HACCP と同様。

(4) ISO22000／SMKP

ISO22000 は、HACCP のシステムの原則及びコーデックスが示した HACCP 適用の 7 原則 12 手順を、計画、実行、評価、改善のサイクルを通じて継続的改善を計るマネジメントシステムの形にした国際規格である。ISO22000 は、製品によらず、食品安全を管理する為のマネジメ

ントシステムが出来ている事の認証を得たい場合、どんな業種でも申請する事が出来る。食品製造業だけではなく、レストランなどの所謂フードサービス業であっても、農畜産物を取扱う一次産業者でも申請が可能である。

インドネシアにおいては、ISO22000をベースとした規格として、SMKP (Sistem Managemen Keamanan Pangan、食品安全管理システム)が有り、SNI や HACCP の認証制度と同様に国家標準化庁が所館し、国家認証委員会が認定した認証機関 (LS SMKP=Lembaga SMKP) が証明書を発行する。

1) SMKP (ISO 22000)の適用対象

KAN が条件としている LS SMKP の監査及び証明発行の認定システムの範囲は、次のような品目産業に分類されている：

- C (C. 01~C. 05) : 腐敗し易い家畜製品 (例：牛乳、肉、家禽、卵、魚)
- D (D. 01 & D. 02) : 腐敗し易い植物 (例：果物、野菜及び加工品)
- E (E. 01 ~ E. 07) : 室温環境での保管時間が長いもの (例：缶詰、小麦粉及び加工品)
- G (G. 01~G. 03) : ケータリング (例：ホテル、レストラン)
- H. (H. 01) : 小売り
- L (L. 01) : バイオケミカル
- M (M. 01) : 包装材料の製作業者

2) 証明書取得手続き・手順

上記 HACCP の場合と殆ど変わらない
認証手続きに掛かる時間と費用については、HACCP や GMP と同様。

(5) 国家食品医薬品監督庁 BPOMへの加工食品の登録、登録許可証

包装してインドネシア国内で販売する事を目的に、国内で生産されるか輸入された全ての加工食品は、流通に先立って、食品の安全・品質・栄養に関する審査を受けた後、国家食品医薬品監督庁長官が発行する登録許可証を取得しなければならない。

登録された食品には番号が与えられ、登録許可証に記載される。登録番号は、国内生産食品の場合「BPOM RI MD」、領域外から搬入された食品の場合「BPOM RI ML」の後に製造場所や食品の種類等を意味する番号がつき、商品ラベルに記されなければならない。

かかる登録の条件や手続き、食品に貼付されるラベルの取扱については、「加工食品の登録に関する 2011 年国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955」及びその変更「2013 年規則第 42 号」、並びに「加工食品の登録施行に関する、2011 年国家食品医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956」及びその変更「2013 年第 43 号」に詳細が定められている。

1) 食品の登録に関する基本的事項：

1. 加工食品の分類と登録者

- a. 自社生産加工食品

— インドネシア内生産の場合は、製造者が登録を行う

- b. ライセンス生産加工食品 — 同上
 - c. 再包装される加工食品 — 同上
 - d. 委託契約生産加工食品 — インドネシア内生産の場合は委託する側が登録を行う
2. 登録する加工食品は、安全・品質・栄養の基準を満たさねばならない。その基準とは、
- ①安全基準：細菌汚染、物理的汚染、化学的汚染の上限値
 - ②品質基準：有効な規格及び条件、並びに、国内生産される加工食品の場合は、適正食品 製造方法 (CPPB 或いは CPMB)、また輸入される加工食品の場合は適正食品 流通方法に従った条件への適合
 - ③栄養基準：規定された条件に適合した栄養基準、を言う。
3. ラベルの条件も満たさねばならない。
4. 国内製造者は、工業営業許可 (IUI) を保有し、登録される食品の種類に応じた適正食品 製造方法 (CPPB/CPMB) の条件を満たさねばならない。
5. 輸入される加工食品の登録は輸入者もしくはディストリビューターが行い、食品の輸入もしくは流通分野での許可、海外側の企業からの指名書類を保有し、諸法規の規定に従った 適正食品流通方法の条件を満たさねばならない。
6. ライセンス生産、再包装、海外での委託契約に基づく生産のケースで、インドネシア領域 内へ搬入される加工食品の登録には、契約書等の立証データを付けねばならない。
7. 前記の適正食品製造方法、及び適正食品流通方法の条件に適合しているか否かは、BPOM の地域機関職員の監査結果に関する証明書によって裏付けされなければならない。
8. 登録の申請者は、登録手続きの前に、地域機関の長に対して、生産設備或いは流通設備の 監査を申請する義務が有る。監査結果は国家食品医薬品監督庁の地域機関の長から申請者 宛てに提示され、同時に食品安全評価審査局及び食品検査・認証局へ廻される。
- 登録の為の設備監査は、同じ種類の食品に対しては1回のみ行われる。

2) 手続き・手順

以下、新規の申請手続きの概略を記す：

1. 提出書類・資料

下記の書類をBPOM長官／食品安全評価局へ提出。尚、下に列記した書類は加工食品の全般を 対象としたものであり、種類によって提出不要のものも有る。

①申請フォーム。国家食品医薬品監督庁BPOMの食品安全評価局・手続部門で入手可能。

記載項目は、商品の種類、ラベル上の商標、包装の明細、重量、会社（申請者）の名前・ 住所等だが、所定の書式及び記載要領についてBPOM長規則HK.03.1.5.12.11.09956添 付に詳細説明が有る。尚、記載言語はインドネシア語を使用のこと。

②事務的補足資料：

- a. 委任状
- b. 工業省発行の工業営業許可証 (IUI) コピー
- c. 委託契約による生産の場合、それを裏付ける契約書など
- d. 再包装の場合の契約書

- e. ライセンス生産の場合、それを裏付ける契約書など
- f. 商業営業許可 (SIUP)
- g. 生産設備、流通設備監査報告書 (手続きは後述)。延長手続きの場合は、直近の 5 年以内の監査報告書
- h. 輸入加工食品の場合は、海外の製造業者或いは海外の製造業者から指名を受けた海外のディストリビューターから輸入者、あるいはディストリビューター宛ての 委任状 (Appointment Letter)
- i. 輸入加工食品の場合、原産国の権威有る機関発行の衛生証明書 (Health Certificate) もしくは自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)

③技術的補足資料

- a. 使用原材料の成分もしくはリスト
 - ・添加物を使用する場合は、使用量と機能も記す
 - ・着色添加物の場合は、インデックス番号 (CL...) も記載
 - ・動物由来の材料の場合はその名前も記載
 - ・その他
- b. 特定の原料を使用する場合の説明
 - ・特にトウモロコシ、大豆、トマト、ジャガイモの遺伝子組換えの説明
 - ・牛乳、粉末卵、重炭酸アンモニウムの材料、又植物／動物由来の特定の材料の産地説明
- c. 製造工程、もしくは GMP/HACCP の証明書
 - ・温度、圧力、加熱工程時間を含め、叙述或いは製造工程のフロー図の形式で解説
 - ・例えば 1 ガロン入りの AMDK (容器入り飲料水) の様な、詰め換え用の容器の洗浄方法の説明
 - ・製造工程は、GMP、HACCP 或いは ISO 22000 の証明書に代える事も可能
- d. 最終製品の分析結果 (Certificate of analysis)
 - ・テストの実施と分析証明書の発行は、政府の試験所或いは政府認定の試験所でなければならない
 - ・分析証明が網羅すべき項目が細かく列記されている。
例えば、細菌汚染・化学物質汚染、添加物の量、栄養素の値、アルコールを含む食品、食品中のカフェイン、蜂蜜の場合のクロラムフェニコール、フォルマリン、メラミン、メタニルイエロー、など
 - ・SNI 規格遵守義務が有る食品の場合、分析証明は関連する SNI 規格に記載の基準に合致せねばならない
 - ・食品添加物に関する規定は、下記：
1988 年保健大臣規則第 722 号
1999 年保健大臣規則第 1168 号
2004 年 BPOM 長官規則第 HK. 00. 05. 5. 1. 4547
2006 年 BPOM 長官規則第 HK. 00. 05. 52. 4040

- その他
 - e. 保存期間に関する情報
 - 安定度テスト証明書を示す事も可能
 - f. 製品コード記載の例と、食品コードの意味の説明
 - g. ラベルの規格
 - ラベルの説明書は、関連法規に従っていなければならない。
- ④他の補足資料
- a. 商標登録証明書
 - b. SPPT SNI
 - c. 有機食品証明書
 - d. 遺伝子組換え組織 GMO (Genetically Modified Organism) でない事の説明
 - GMO ではない大豆、ジャガイモ、トウモロコシ、トマトを材料としてしている場合、下記を添付せねばならない。
 - 工場／輸入者からの食品が GMO を含んでいない事の表明書
 - サプライヤーもしくは海外の工場からの、GMO を含んでいないことの表明書。
 - これらは、認定された試験所の分析証明でも良い
 - e. 放射線照射食品の放射証明書
 - 放射線照射を受けた食品、又は照射を受けた材料を使用した食品に関しては、照射機関からの証明書を添付しなければならない
 - f. 屠殺場 RPH の家畜管理番号 (NKV)
 - インドネシアで生産された動物の加工食品が対象で、農業省発行のもの
 - g. ラベルへの「ハラル」表示記載の許可証 (後述の「ラベル」参照)
 - ラベルにハラル表示を記載する食品の場合で、食品検査及び証明局発行のもの
 - h. その他、ラベル上に特記を必要とする場合は、科学的参考資料も要添付
- ⑤前記 1) – 8 及び 2) – 1. ② – g で触れた、設備の監査について：
- 設備・建物の監査 (PSB=Pemeriksaan Sarana Bangunan) は、国家食品医薬品監督局の地域の機関の職員が、製造者の工場や輸入の場合のディストリビューターの倉庫へ直接出向き、設備の衛生状態等を検査し書類関係のチェックをする方法で行われるもので、食品登録を意図する者は、加工食品の登録前に設備・建物の監査の申請をし監査を受けねばならない。申請に必要な書類は下記の通り：
- 所定の申請フォーム、営業許可 IUI、SIUP、NPWP、TDP、所在地証明 (Domisili)、会社設立証書、賃貸契約書、妨害法許可 (UUG/HO)、所在地見取図、工場・倉庫等の略図、試験所試験報告書、衛生標準マニュアル、搬入標準マニュアル、防害虫標準マニュアル、組織図、輸入業者認定番号 (API)、衛生証明書、自由販売証明書等。
- 申請書類を提出後、国家食品医薬品監督局より現場監査の日程が知らされる。
2. 手続き・手順
- ①上記の申請書及び提出書類・資料が BPOM によってチェックされた後、書類の完備が確認されると、審査及び登録の費用金額が決められ、申請者に提示される。

- ②申請者は銀行へ費用を振込み、振込の証明をBPOMへ提出すると、1ヵ月以内に全書類が次の審査に廻される。
- ③規則によれば、登録証明書は、申請後通常次の期間内に発行される事になっている。
- ・特定の加工食品の場合、150日。
 - ・機能食品、効用を特にうたった食品、ハーブ食品の場合、120日。
 - ・放射線照射食品、遺伝子組換え食品、香味添加物、有機食品、牛乳及びその加工食品、肉及びその加工食品、魚及びその加工食品、アルコール含有飲料の場合、100日。
 - ・香味添加物以外の添加物、及びその他の食品の場合、60日。
- 3) 手続き費用・手数料については、2010年発効の「BPOMに適用される非税金国家歳入の種類と料金表に関する、政令第48号」を参照されたい。

(6) 加工食品のラベルに関する条件

食品のラベルに関しては、1999年発効の「食品のラベル及び広告に関する政令第69号」がある。2011年に「加工食品のラベルと広告に於ける表示の監視に関する国家食品医薬品監督庁長官規則No.HK.03.1.23.11.11.09909」が発効している。

また同じ2011年に発効した、前項の加工食品の登録に関する国家食品医薬品監督庁長官規則09955号の添付-3にラベルに関する条件の詳細が説明されている。それら条件の主な点は、下記の通りである。

1) ラベル表示の記載および図

- ・専門用語等特別な場合を除き、使用言語はインドネシア語、数字はアラビア数字、文字はラテン文字を使用する事、図や文字の寸法等も規定有り。
- ・前述の豚由来の食品、アルコール飲料、人工甘味料を含む食品、食品添加物などの表示方法が定められている。

コンデンス・ミルクには”Perhatikan! Tidak Cocok untuk Bayi”（注意！赤子に不適）と赤色の四角い枠内に赤字で注意書きする事を定めている

2) ラベルに記載する事項に関する説明について、下記のとおり規定している。

- ①加工食品の名前
- ②使用原材料のリスト
- ③内容量に関する説明
- ④社名と住所：インドネシア国内製造者、国内領域に搬入される食品の製造者、輸入者等の名前・住所
- ⑤ハラル食品
- ⑥賞味期限／消費期限／製造日に関する説明
- ⑦食品登録番号（MD、ML）
- ⑧製造コード番号に関する説明

- ⑨含有栄養に関する説明
- ⑩放射線照射食品に関する説明
- ⑪遺伝子組換えに関する説明
- ⑫有機食品に関する説明
- ⑬純粋に天然産物原料で製造された食品に関する説明
- ⑭食前の措置・使用上の説明：乳児用調合乳、妊婦用飲料、特定の患者用食品、ダイエット食品等の場合の使用法の説明
- ⑮保管・貯蔵の仕方に関する説明
- ⑯調理方法の説明
- ⑰対象となる消費者の説明：例えば「0才から6才までの調整乳」とか、「腎臓疾患の有る人用のダイエット食品」など

3) 加工食品への塩分・糖分・脂肪等の表示義務

2013年、保健大臣は「加工食品及びファーストフードの含有糖分・塩分・脂肪、並びに健康注意喚起の表示に関する規則第30号」を発効し、消費者の知識を高めて、高血圧、脳溢血、糖尿病、心臓発作等の危険を軽減しようとしている。

同法には、販売を目的として糖分・塩分・脂肪分を含む加工食品を生産する者は、それぞれの含有総量と、”Konsumsi Gula lebih dari 50 gram, Natrium lebih dari 2000 miligram, atau Lemak total lebih dari 67 gram per orang per hari berisiko hipertensi, stroke, diabetes, dan serangan jantung”（1人が1日に糖分50グラム、ナトリウム2,000ミリグラム、トータル脂肪分67グラムを超えて消費すると、高血圧、脳溢血、糖尿病、心臓発作になるリスクを生ずる）という注意喚起をラベルに表示をする義務があると規定している。そしてその表示は認定を受けた試験場でのテスト結果に基づくものでなければならない。

又、糖分・塩分・脂肪分を含むファーストフードの製造者も、それら成分の含有情報と注意喚起文をチラシ、パンフレット、メニュー等に表示する義務がある。

更に、かかる表示については国家食品医薬品監督庁長官が、またその実施については、州や県／市の保健機関の長が監視をし、違反をした者に対しては、食品の登録及び流通許可を取り消す事もあるとしている。

（7）食品包装に関する規制

商品の包装については、2007年発効の「食品の包装材料に関する国家食品医薬品監督庁長官規則No.HK.00.05.55.6497」が有り、2011年には「食品包装材料の監視に関する国家食品医薬品監督庁長官規則No.HK.03.1.23.07.11.6664」が発効しており、包装に使用を禁じる包装材料及び、使用を許可する材料の原料と補助材料のリスト（1, 2A, 2B, 2Cが規則に添付）が示され、原料の食品に移る要素の限度や使用される食品の種類・状況、補助材料の機能が示されている。認められた原料及び補助材料以外の材料を使用する場合や、補助材料の異なる機能での使用は、国家食品医薬品監督庁の安全性の検査を受け許可を取得した上でなければならないとし

ている。

再生プラスチック材料を使用した包装材料も、国家食品医薬品監督庁の検査を受けて許可を得なければ使用はできない。これらの規定を満たさない包装材料を使用した食品は、流通は禁じられ、違反した場合は食品登録許可が剥奪される事がある。

なお、包装材料には次のような SNI 規格が有る。

SNI 7323-2008	発砲ポリスチレン
SNI 19-4377-1996	包装用 PE
SNI 15-0037-1987	飲料用ガラス瓶
SNI 19-2946-1992	薬、食品、化粧品用プラスチック瓶
SNI 19-4370-1996	容器入り飲料水プラスチック瓶
SNI 19-2652-1998	缶入り食品・飲料用錫合金
SNI 19-2874-1992	飲み物用シリンダー形アルミ缶
SNI 19-2781-1992	アルミ製牛乳容器

追記：諸手続きに掛かる費用・手数料について

- ①政府機関への申請、登録、監査等の手数料・費用については、各省・機関毎の「非税金国家歳入の種類と料金表に関する政令」を参照されたい 一例：前述の BPOM 手数料。
- ②政府機関（例えば国家認証委員会）が認定する認証機関やサーベイラーの監査費用については、事例毎にケースバイケースとなるので、直接当該機関に問い合わせるのが良い。
- ③通常日本企業の場合、会社の設立から始まる諸手続きについては、専門のコンサルタントに一括依頼するのが一般的である。コンサルタントには日系企業も有れば、現地系も有り、料金体系もそれぞれ異なるので、直接問い合わせてみるのが良い。

以上

[諸法規リスト]

A - (法律-Undang-Undang)

1	妨害法 Undang-Undang Gangguan (Hinderordonnantie)	S.1926-226	1926
2	動物、魚類、植物検疫に関する法律	16 号	1992
3	環境保護と管理に関する法律	32 号	2009
4	商標に関する法律	15 号	2001
5	株式会社に関する法律	40 号	2007

B - (大統領令)

1	ネガティブ・リスト	36 号	2010
---	-----------	------	------

C - (政令-PP=Peraturan Pemerintah)

2	企業登録に関する政令	03 号	1982
3	食品のラベル及び広告に関する政令	69 号	1999
4	動物検疫に関する政令	82 号	2000
5	国家規格に関するインドネシア共和国政令	102 号	2000
6	魚類の検疫に関する政令	15 号	2002
7	植物検疫に関する政令	14 号	2002
8	食品の安全、品質及び栄養に関する政令	28 号	2004
9	BPOM に適用される非税金歳入の種類と料金表に関する政令	48 号	2010

D - (環境大臣)

1	AMDAL を整備する義務を負う事業もしくは活動の種類に関する規則	11 号	2006
2	果実・野菜工業からの排水基準に関する規則	05 号	2007
3	水産工業からの排水基準 一同上一	06 号	2007
4	海草工業からの排水基準 一同上一	12 号	2008
5	ココナッツ加工業からの排水基準 一同上一	13 号	2008
6	大豆工業からの排水基準 一同上一	15 号	2008
7	UKL/UPK,SPPL に関する規則	13 号	2010
8	AMDAL を有する義務が有る事業／活動計画の種類に関する規則	05 号	2012

E - (公共事業大臣)

1	建物建設技術の条件指針に関する規則	29 号	2006
---	-------------------	------	------

F - (工業大臣(・年以前は商業工業大臣))

1	(環境破壊の無い工業品目・種類の決定に関する大臣決定	148 号	1995
2	工業事業許可、拡張許可及び登録証付与の規定及び手続きに関する規則	41 号	2008
3	加工食品の適正製造方法の指針に関する規則	75 号	2010
4	園芸作物輸入の技術意見書の発行に関する規則	01 号	2013
5	国産機械・原材料に関する規則 2010 年第 19 号の変更(2度目)	106 号	2012

G - (内務大臣)

1	地域における妨害許可決定の指針に関する規則	27 号	2009
2	建築許可の指針に関する規則	32 号	2010

H - (商業大臣／外国貿易総局長)

1	特定輸入者登録(NPIK)に関する決定	141 号	2002
2	NPIK が義務付けられる特定輸入品目の種類に関する外国貿易総局長決定	05 号	2002
3	砂糖輸入の規定に関する決定	527 号	2004
4	上記の改訂規則	07 号	2008
5	特定品目の輸入規定に関する 2008 年規則第 56 号の変更	60 号	2008
6	米の輸入及び輸出の規定に関する規則	12 号	2008
7	家畜及び家畜製品の輸入及び輸出規定に関する規則	46&57 号	2013
8	特定品目の輸入規定に関する規則	83 号	2012
9	塩の輸入規定に関する規則	58 号	2012
10	園芸作物の輸入規定に関する規則	30 号	2012
11	同上の改訂規則	38&60 号	2012
12	園芸作物の輸入規定に関する規則	16 号	2013
13	園芸作物の輸入規定に関する規則第 16 号の改訂規則	47 号	2013
14	輸入業者認定番号に関する規則	27 号	2012
15	輸入業者認定番号に関する規則第 27 号の変更	59 号	2012
16	中古資本財の輸入に関する規則	75 号	2013

I - (保健大臣)

1	放射線照射食品に関する規則	701 号	2009
2	食品添加物に関する規則	033 号	2012
3	加工食品及びファストフードの含有糖分・塩分・脂肪並びに健康注意喚起の表示に関する規則	30 号	2013

J - (農業大臣／有機食品庁 (OKPO))

1	農業生産物の残留農薬規制値に関するう、保健大臣との合同決定	881／711 号	1996
2	動物由来の食品業者の家畜管理に対する免許の指針に関する規則	381 号	2005
3	有機食品のラベルに関する一般指針 (OKPO)		2007
4	日本からの動物及び植物生鮮食品の放射能汚染に対する安全性の監視に関する規則	20 号	2011
5	園芸作物製品輸入推薦状に関する規則	86 号	2013
6	種牛、家畜、肉牛のインドネシア領域への搬入に関する規則	85 号	2013

K - (海洋水産大臣)

1	インドネシア領域に搬入される水産物の品質と安全の管理に関する規則	15 号	2011
---	----------------------------------	------	------

L - (食品医薬品監督総局長)

1	食品添加物使用に関する決定	02592 号	1991
---	---------------	---------	------

M - (国家食品医薬品監督庁(BPOM)長官)

1	食品に使う食品添加物、人工甘味料の使用条件に関する決定	HK.00.05.5.1.4547 号	2004
2	食品中に於けるキトサンの使用に関する決定	HK.00.05.52.6581 号	2007
3	食品の包装材料に関する規則	HK.00.05.55.6497 号	2007
4	有機食品の監視に関する規則	HK.00.06.52.0100 号	2008
5	食品包装材料の輸入の監視に関する規則	HK.00.05.1.55.1621 号	2009
6	乳幼児用調製乳及び特別医療の為の乳幼児用調製乳の監視に関する規則	HK.00.05.1.52.3920 号	2009
7	食品中の細菌、化学汚染上限規制値の決定	HK.00.06.1.52.4011 号	2009
8	医薬品、伝統医薬品、食品サプリメント、食品のマーク／ラベルへの特定材料の由来、アルコールの含有、消費期限の情報表示に関する規則	HK.03.1.23.06.10.5166 号	2010
9	粉状の乳幼児用調製乳の適正製造方法指針に関する規則	HK.03.1.23.12.11.10720 号	2011
10	加工食品の登録に関する規則	HK.03.1.5.12.11.09955 号	2011
11	加工食品の登録施工に関する規則	HK.03.1.5.12.11.09956 号	2011
12	加工食品のラベルと広告における表示の監視に関する規則	HK.03.1.23.11.11.09909 号	2011
13	食品包装材料の輸入の監視に関する規則監視に関する規則	HK.03.1.23.07.11.6664 号	2011
14	遺伝子組換え食品の安全検査指針に関する規則	HK.03.1.23.03.12.1563 号	2012
15	遺伝子組換え食品のラベル監視に関する規則	HK.03.1.23.12.1564 号	2012
16	医薬品及び食品の輸入監視に関する規則	27 号	2013
17	医薬品、伝統医薬品、健康サプリメント、食品の原料の輸入監視に関する規則	28 号	2013
18	09955 の変更規則	42 号	2013
19	09956 の変更規則	43 号	2013

N - (財務大臣)

1	投資による新規設立工場もしくは拡張・改造の為の、機械設備及び材料の輸入関税に関する規則	176 号	2009
2	投資による新規設立工場もしくは拡張・改造の為の、機械設備及び材料の輸入関税に関する規則第 176 号の変更	76 号	2012
3	通関登録に関する規則	63 号	2011

O - (投資調整庁 BKPM 長官)

1	投資許認可・非許認可の手続き手順に関する規則第 5 号の変更	5 号	2013
2	投資許認可・非許認可の手続き手順に関する規則第 5 号の変更	12 号	2013